

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

1 戦略の目標と体系

身近な道路の整備や河川管理、生きる力の源となる農林水産業の生産基盤の強化、中山間地域等の集落機能の維持などにより、活力ある多自然共生地域の形成を図るとともに、都市の特色を活かし、都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地形成などによる、賑わいと潤いを生む都市空間の創造に取り組む。さらに、高規格幹線道路、港湾、空港など、陸・海・空の交通手段が円滑に連結した経済や暮らしを確実に支える交通基盤の拡充を進める。

ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

- 1 活力ある多自然共生地域の形成
- 2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造
- 3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

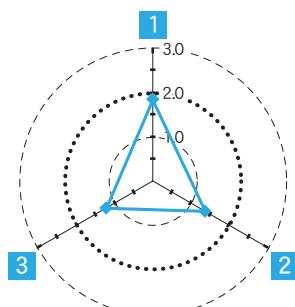
2 数値目標の達成状況

戦 略 の 柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 活力ある多自然共生地域の形成		2	1	2	1		1
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造				2	1		1
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充			1	1	5		
計		2	2	5	7		2

○活力ある多自然共生地域の形成については、「力強い産地づくりに向けた漁港の整備数」や「農業に利用されている農地面積」は順調に推移し、農業・水産業振興が展開されているものの、「森林の多面的機能発揮のために適正に管理されている森林面積」は減少傾向にあり、目標達成に向けて一層の取組が必要である。

○機能的で暮らしやすいまちづくりを進めるため、都市交通マスターplanの策定や市街地整備の促進、街路整備を推進した結果、「用途地域内の土地区画整理事業完了率」は着実に増加しているものの、「日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合」は横ばい傾向にあり、賑わいと潤いを生む都市空間の創造にかかる一層の取組が必要である。

《戦略の柱ごとの達成状況》



- 「中心都市等への30分行動圏人口カバー率」等の道路網の強化に係る数値目標は、おおむね順調に推移している。一方、「輸出・輸入コンテナ取扱個数」や「富士山静岡空港の利用者数」等の港湾・空港需要に係る数値目標は、東日本大震災等による需要の落ち込みからの回復傾向は見られるものの依然として低い水準であり、より一層の取組が必要である。

3 取組の実績

戦 略 の 柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 活力ある多自然共生地域の形成	3	5	
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造		7	
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充		12	
計	3	24	

- 活力ある多自然共生地域の形成を図るため、「食の都づくり」を支える産地基盤や農業用水の安定供給を受ける農地について、計画を上回る93haを整備した。また、市町の景観行政団体への移行を支援した結果、平成23年度には3市が景観行政団体へ移行した。
- 賑わいと潤いを生む都市空間の創造については、幹線街路が4箇所完成したほか、沼津駅鉄道高架事業におけるパブリックインボルブメント(PI)委員会の開催、草薙総合運動場硬式野球場の外野スタンド改修工事着手、清水港等での緑地整備に取り組んだ。
- 高規格幹線道路の整備については、平成24年4月に新東名高速道路の県内区間が開通し、アクセス道路の整備についても金谷御前崎連絡道路の菅山ICの立体交差化が完成した。
また、清水港新興津地区の大型岸壁や埠頭の整備も実施中であり、富士山静岡空港では運用時間の延長が実施され、駐機場の整備も平成23年度に完了して8スポットでの供用が開始された。
- 東日本大震災を踏まえた災害に強い地域づくりが求められているため、新東名等を活用した安全・安心で魅力ある“ふじのくに”づくりの方針となる「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進方針を策定し、総合特区制度の活用方針を明確化した。
さらに、全庁を挙げて取組を推進するため、庁内に知事を本部長とする推進会議を設置するとともに、市町に対し、県と連携した取組を呼び掛けた。

4 進捗評価

- 身近な生活に関わる社会基盤や農林水産業産地の重点的基盤整備を進めた結果、「食の都づくり」を支える基盤整備面積や農業用水の安定供給を受ける農地面積が計画を上回るなど、豊かで活力ある暮らしの形成は着実に前進しているものの、目標達成に向けては一層の取組が必要である。

- 賑わいと潤いを生む都市空間の創造にかかる取組は、幹線街路が4箇所完成したほか、草薙総合運動場の外野スタンド改修工事に着手するなど、おおむね順調に推移しており、機能的で暮らしやすいまちづくりが進んでいる。
- 新東名等の高規格幹線道路や金谷御前崎連絡道路等のアクセス道路、清水港新興津地区の大型岸壁や埠頭、富士山静岡空港の駐機場の整備等は順調であり、道路網・港湾・空港機能の強化が進んでいる。陸・海・空それぞれの機能が拡大することにより、交通ネットワーク機能の拡充が図られているものの、特に空港について、一層の空港機能の高度化や質の高いサービスの提供など、利活用の促進につながる取組を進める必要がある。
また、東日本大震災等に起因する「港湾コンテナ取扱個数」の低迷については、目標達成に向けて、一層の利便性向上や利用促進に取り組む必要がある。
- 「内陸のフロンティア」を拓く取組については、府内推進会議に加え、新たに「県と市町の企画政策会議」を設け、市町との連携体制を整えた。また、取組の理念や基本目標、3つの戦略からなる全体構想を取りまとめて県と市町の施策を体系化し、市町との連携を強化した。このうち先導的モデルの実現に向けては、総合特区制度の利用を目指し、県・関係市町・民間団体等で構成する地域協議会等での提案内容の協議を経て、9月下旬に指定申請を行うなど、構想実現に向けた取組を進めている。

5 今後の方針

- 「内陸のフロンティア」を拓く取組については、全体構想に基づき、県・市町等が連携して戦略的な取組の充実を図る。防災・減災対策を最優先に、規制緩和措置を活用した総合特区の展開のほか、大規模地震に対する予防防災の観点から、国に対する特別措置法の提案等を行っていく。
- 賑わいと潤いを生む都市空間の創造では、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化を想定した集約型都市構造へ誘導する観点を都市計画のマスターplanに位置付けたことから、この考え方の実現に向けて具体化を進めるとともに、引き続き、都市の利便性や快適性の一層の向上に向け、沼津駅付近鉄道高架化事業の方向付けや草薙総合運動場の再整備等、現在進捗する具体的取組を着実に推進する。
- 円滑な交通を確保し、県内産業の競争力を高め、県民生活の質の向上を図るために、道路、港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク機能の一層の拡充を図る必要がある。
このため、「ふじのくに交通ネットワークビジョン」の実現に向けた取組を推進し、さらに新東名高速道路等の高規格幹線道路のアクセス道路の整備を着実に実施するとともに、清水港、田子の浦港、御前崎港を「駿河湾港」として連携・相互補完し、一体的サービスや荷役機能の向上を図る取組を推進する。特に、現在、県外港湾に流出している貨物については、積極的なポートセールスや民の視点による港湾サービスの向上などにより、県内港湾への取り込みを図っていく。
また、富士山静岡空港では、新たに供用開始したターミナル西側駐機場や旅客搭乗橋の利活用を図るなど、より一層の利便性向上や利用促進に取り組んでいく。
- 以上のヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくりを推進することにより、「活力ある多自然共生地域の形成」、「賑わいと潤いを生む都市空間の創造」、「陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充」を図り、豊かなふじのくにの形成を目指す。

1 戰略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

農林水産業等の生産基盤や身近な生活環境を整備し、周辺都市部との道路ネットワークを構築とともに、新東名高速道路等を活かした内陸部の振興や過疎・中山間地域の振興を図ることで、活力ある多自然共生地域を形成する。

施策の方向

(1) 豊かで活力あふれる暮らしの形成

目的

生活の基礎となる道路の整備や河川等の適正な管理など、県民が安心して快適に暮らすことのできるよう、身近な生活環境の整備を推進する。

数値目標

基準値

現状値

H25目標

達成状況

県民1人当たりの渋滞損失時間

(H20)
35.6時間／年

今後公表

(H28)
30時間／年

—

汚水処理人口普及率

(H21)
71.5%(H23)
74.4%

79%

B-

参考指標

経年変化

推移

道路交通における死傷事故率

(H20)
138件／億台km(H21)
133件／億台km(H22暫定値)
139件／億台km

↗

主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率

(H21)
81.3%(H22)
88.7%(H23)
95.7%

↗

下水道処理人口普及率

(H21)
57.6%(H22)
58.7%(H23)
59.6%

↗

施策の方向

(2) 美しさを重視した生活空間の形成

目的

文化や歴史に根ざした地域固有の豊かな景観を保全するとともに、景観を損なわない公共施設等の整備を推進することにより、美しい生活空間の形成に努める。

数値目標

基準値

現状値

H25目標

達成状況

「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合

(H21)
68.4%(H24県政
世論調査)
72.9%

75%

B

参考指標

経年変化

推移

幹線道路の無電柱化率

(H21)
20.2%(H22)
20.2%(H23)
20.3%

↗

既成市街地の再整備を促進した地区数

(H21)
52地区(H22)
55地区(H23)
57地区

↗

人が親しむことができる海岸の延長
(人工海浜や緑地等の整備により、親水性が確保されている)(H21)
119.3km(H22)
119.4km(H23)
119.8km

↗

臨港地区に占める緑地の面積率

(H21)
4.91%(H22)
5.03%(H23)
5.13%

↗

施策の方向

(3) 農林水産業の新たな展開

目的

多様な農産物の安定供給や、森林資源の効率的な利活用、水産物の供給体制づくりなど、農林水産業の力強い発展を目指した基盤整備を推進する。

数値目標

基準値

現状値

H25目標

達成状況

農業に利用されている農地面積

(H21)
71,400ha(H23)
71,200ha

70,800ha

B+

森林の多面的機能発揮のために適正に管理されている森林面積

(H21)
260,371ha(H23)
266,610ha

324,000ha

C

力強い産地づくりに向けた漁港の整備数

(H21)
29港(H23)
34港

36港

B+

参考指標	経年変化			推移
農産物の市場への出荷時間が短縮された農地面積	(H21) 46,592ha	(H22) 46,772ha	(H23) 46,832ha	↗
生産性の高い優良な農地の面積	(H21) 57,576ha	(H22) 56,438ha	(H23) 56,803ha	→
林道等から200m以内の森林面積	(H21) 184千ha	(H22) 184千ha	(H23) 186千ha	↗

施策の方向		(4)新時代の魅力ある地域づくり				
目的	多自然共生地域を東西に横断する新東名高速道路の開通を契機として、人、モノ、大地という内陸部の持つ多彩な場力を引き出し、「魅力あるふじのくにの理想郷」となる地域づくりを推進する。 過疎・中山間地域の魅力を生かして活力を高めるとともに、多様な主体の参画により集落機能を再生し、住民が安心して生活できる生活環境を確保することで、地域の活性化を図る。					推移
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況	
都市農村交流人口	(H20) 15,433千人	(H23) 15,608千人	22,000千人	B-		

参考指標	経年変化			推移
集落支援員制度等を導入した市町数	(H21) 1市町	(H22) 2市町	(H23) 4市町	↗
農村資源を保全する活動に参加した人数	(H21) 82,000人	(H22) 92,500人	(H23) 101,100人	↗

2 進捗評価

- 豊かで活力あふれる暮らしの形成に向け、「主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率」や「下水道処理人口普及率」は向上しており、身近な生活環境の整備が進んでいる。
- 美しさを重視した生活空間の形成に向けて、電線類の地中化などの「幹線道路の無電柱化率」、「人が親しむことができる海岸の延長」及び「臨港地区に占める緑地の面積率」は増加し、良好な生活環境は着実に形成されている。
- 農林水産業の展開については、「力強い産地づくりに向けた漁港の整備数」は順調に増加して農林水産業の活性化に寄与しているものの、「森林の多面的機能発揮のために適正に管理されている森林面積」は森林施業計画面積が減少傾向にあり、目標達成に向けて一層の取組が必要である。
- 「内陸のフロンティア」を拓く取組については、平成23年度に設置した府内推進会議に加え、新たに「県と市町の企画政策会議」を設け、県と市町が一体となった体制を整え推進を図っている。また、取組の理念や戦略など全体像を明らかにする全体構想を策定し、並行して市町が取り組む地域づくりの構想策定への支援を行ったほか、地域協議会等で検討した先導的な地域づくりモデルの創出に必要な規制緩和措置を盛り込んだ総合特区申請を行うなど、安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現に向け着実に進捗している。

3 今後の施策展開

- 多自然共生地域における多様な自然や、そこから生まれる生産物を県民誰もが享受し、県内外の人々にとって魅力ある地域となるには、生活や生産の基盤を一層充実するとともに、地域資源を広く発信していく必要がある。
このため、**道路網、生活排水処理施設等の生活基盤や農林水産業の生産基盤を引き続き充実・強化していくとともに、過疎・中山間地域において、魅力ある地域資源の活用・発信や、交流促進など総合的な振興策を推進する。**
- 地域固有の豊かな景観の保全を図り、**地域の景観と調和した公共施設の整備を推進**するため、「ふじのくに・色彩デザイン指針（社会資本整備）」の普及・拡大を図るとともに、「静岡県景観懇話会」を設置して専門家から指導、助言を受ける機会を設けるなど、より実効性の高い仕組みの構築を図る。また、地域主体の良好な景観形成を促進するため、景観講習会の開催や専門アドバイザーを派遣するなど、引き続き、**市町の景觀行政団体への移行を支援**する。
- 農林水産業の力強い発展を目指し、引き続き、地域の特性や要請等を踏まえ、水産物の生産流通の効率化や漁港内の就労環境改善を図る**施設整備の推進、森林施業の集約化を推進**する。また、平成24年11月に開催した全国育樹祭の成果を、県産材需給の拡大や林業技術者の増加等、「**森林との共生**」の定着へとつなげていく。
- 「**内陸のフロンティア**」を拓く取組の全体構想に基づき、県・市町等が連携して戦略的な取組の充実を図る。県は、防災・減災の視点から安全・安心な地域づくりに向け、全体構想を着実に推進するとともに、取組の県内全域への拡大に努める。取組推進に当たり必要となる規制緩和や制度については、総合特区制度等国の制度の活用を図るほか、防災・減災の取組を推進させるための大規模地震に対する抜本的な制度構築に向け、提案を行っていく。総合特区の指定後は、特例措置・支援措置を活用した施策の展開を図る。

4 取組の実績

(1) 豊かで活力あふれる暮らしの形成

○安全・快適・便利な暮らしを支える道路整備の推進

- 道路の交通渋滞を解消するため、静岡県第4次渋滞対策プログラムに基づき、国や政令市等と連携し、交差点改良やバイパス整備などの渋滞対策を実施した。
- 快適な暮らしを支えるため、地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網（静岡30「サーティー」構想）の実現に向けて、国道473号や県道大岡元長窪線などの整備を推進した。
- 誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、東駿河湾環状道路や国道136号函南～三島バイパス、天城北道路など救急医療機関へ迅速に搬送できる道路網の整備を推進するとともに、段差解消や狭隘箇所の部分拡幅を実施した。
- 道路交通における死傷事故を削減するため、歩道や自転車歩行者道の整備及び交差点改良を実施し、交通安全対策を推進した。
- 生活の主要な移動経路となる駅や商店街、病院、福祉施設等を相互に結ぶ道路について幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善などを実施し、バリアフリー化を推進した。
- 目的地への円滑な誘導を確保するため、案内の統一性や連続性及び英語表記を充実させた道路案内標識を整備した。また、中国・韓国からの観光客の利便性向上を図るため、4ヶ国語の道路案内標識を整備した。
- 道路利用者の安全を確保するため、月に3回以上の道路パトロールを実施するとともに、施設の損傷箇所への速やかな対応により、的確な道路の維持管理に取り組んだ。
- 良好な生活環境を確保するため、人家連担地域で自動車騒音が環境基準値を超えていた箇所において、道路の環境対策として低騒音舗装を約1km実施した。
- 地域住民や利用者の視点に立った道路整備を進めるため、意見交換を通じて多様な住民ニーズを事業に反映する「みち～満ち・充ちミーティング」を県内各地で12回開催した。また、出された意見のうち、比較的小規模で緊急性が高いものについては、平成23年度内に対応（ガードレール、カーブミラーの設置、舗装段差の解消など）を行った。
- 「事業着手準備制度」を県内16箇所で適用し、事業化に先立ち地元や市町と事業の効果や課題などを話し合った結果、12箇所で地元との合意形成を得て、事業着手された。なお、2箇所については事業着手を延期し、2箇所は継続審議とするなど、事業の選択と集中を推し進めた。
- 地域の住民や企業などとの協働により道路の清掃や美化活動を行う「しずおかアダプトロードプログラム」を推進したことでの、快適な道路空間を創出した。（平成24年3月末で122団体が参加）

○河川や港湾等の公共水域におけるプレジャーボート対策の推進

- 公共水域の秩序ある利用を確保するため、**放置艇対策**として、浜名湖については、新たな放置艇を発生させないようパトロール等を強化した。袋井地域については、水域利用推進調整会議を開催した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
プレジャーポート対策の推進 浜名湖の放置艇対策	計画	暫定係留施設から恒久係留施設への移動完了	新たな放置艇発生防止のための対策の実施			→
	実施状況等	暫定係留施設から恒久係留施設への移動完了	新たな放置艇発生防止のための対策の実施	新たな放置艇発生防止のための対策の実施		
清水港・巴川の放置艇対策	計画	推進計画の改訂 調整会議の開催	恒久係留施設の確保			→
	実施状況等	推進計画の改訂 調整会議の開催 (新係留場に係る意見交換会の実施)	恒久係留施設の確保	恒久係留施設の確保・ 移動		
田子の浦港・沼川の放置艇対策	計画	推進計画の検討	推進計画の策定	係留施設の確保		→
	実施状況等	係留施設の確保 (所有者への説明会実施)	推進計画の策定 (係留施設の詳細の検討)	推進計画の策定 (係留施設の詳細の検討)		
その他地域の放置艇対策	計画	推進計画の検討 係留施設の確保				→
	実施状況等	(沼津) 水域利用推進計画策定	(沼津) 係留場所移動についての調整	(沼津) 係留場所移動についての調整		

○汚水処理施設整備の推進

○河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善のため、下水道事業については、県は4流域5処理区で流域下水道の整備を行い、22市7町で公共下水道事業を実施したことにより、新たに608.6haの地域で下水道が接続可能となった。農業集落排水事業については、2市（3地区）で事業を実施。合併処理浄化槽については、21市10町に対し助成し、3,807基を設置した。

（2）美しさを重視した生活空間の形成

○景観に配慮した地域づくりの推進

○「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を交通基盤部のすべての出先機関において運用開始するとともに、専門家の意見を踏まえて色彩に係る基準などを策定し、指針の内容の充実を図った。

- 地域主体の良好な景観を形成するため、景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣など、**市町が景観行政団体へ移行するための支援**を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
景観に配慮した公共事業の全庁的な取組の推進	計画	策定と試行	実施開始	全庁実施		○
	実施状況等	ふじのくに色彩・デザイン指針を策定し、一部の出先機関で運用開始	ふじのくに色彩・デザイン指針を交通基盤部のすべての出先機関で運用開始	ふじのくに色彩・デザイン指針を全庁運用開始予定		○
市町の景観行政団体移行支援	計画				景観行政団体数 23団体	○
	実施状況等	・裾野市が景観行政団体に移行（累計15） ・景観講習会等を6回開催	・島田市・伊豆の国市・御殿場市が景観行政団体に移行（累計18） ・景観講習会等を5回開催	・磐田市・伊豆市が景観行政団体に移行（累計20）		○

(3) 農林水産業の新たな展開

○多様な農産物を安定的に供給する基盤整備の推進

- 様々な土地利用との調整を図りつつ、食糧供給の基盤である優良農地の確保に努めた。
- 農ビジネスの拡大を目指す産地を重点的な対象として、農業の生産性や農産物の品質の向上を図るために、農地の平坦化や区画の拡大、農道・用排水施設の充実等により平成23年度までに3,081haの農地を整備した。
- 県造成の**基幹的農業水利施設**について、ライフサイクルコストの低減を図る機能診断を6地区で実施し、機能診断率は2.9%上昇して54.4%となった。
- 県内12地区において農業生産基盤整備を継続して実施した。農道やかんがい施設等生産基盤の核と、活性化施設等生活環境改善の核となる施設を併せて整備したことから、農事組合法人の設立や交流人口の拡大など地域の活性化への動きが拡大した。
- 農業災害の未然防止や被害軽減のため、農地防災事業を4地区292.1haで推進した。
- 新東名インターチェンジ周辺の農村活性化に向けて、「大都市との交流」「新産業誘致」「景観の活用」の3つの視点から、農村資源を生かした地域活性化と有効な土地利用の方向性を提案する「農村地域デザイン指針」を策定した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
産地の重点的な基盤整備	計画		戦略を持った意欲ある産地の基盤整備			◎
	実施状況等		「食の都づくり」を支える基盤整備面積			◎
基幹的農業水利施設等の保全管理	計画		施設機能の監視・診断体制の整備			◎
	実施状況等		ストックマネジメントによって農業用水の安定供給を図る体制を整備する農地面積			◎
		整備面積 累計	122ha 412ha	整備面積 累計	93ha 505ha	整備面積 累計
					73ha 578ha	
		0ha	8,161ha	15,000ha		

○森林・林業の再生に向けた施業の集約化と林道整備等の推進

- 計画的かつ一体的な森林施業を確保するため、県内の3地域をモデルとして**森林の団地化の促進**や講師派遣による木材の生産性向上を図った。
- 生産性の高い林業の実現を図るため、富士山麓をモデル地域として、欧州型の先進林業機械を導入した生産システムの実証実験を支援した。
- 森林施業の集約化を推進するため、森林境界の明確化や森林所有者との合意形成を支援するとともに、森林GIS（地理情報システム）の活用により森林情報の充実を図った。
- 「静岡県集約化推進に係る基本指針」に即して市町が作成する「集約化推進計画」を、25万6千haの森林で樹立することを支援した。これにより集約化推進区域が明確となり、森林経営計画樹立による施業の集約化を促進するベースができた。
- 林道等の整備を行った結果、道路から200m以内の森林面積（高性能林業機械が導入できる森林面積）が約18万4千haとなった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
森林施業集約化の取組強化 (木材生産量 H20 269千m ³)	計画	森林整備加速化・林業再生事業等を活用した施業集約化促進 (賀茂、北駿、大井川地区) 生産システムの実証実験の支援				
		(富士地域)		他地域への普及		木材生産量 450千m ³
	実施状況等	森林の団地化の促進や講師派遣による生産性向上実施（3地域） 欧州型林業機械を導入した生産システムの実証実験の支援（富士宮） 木材生産量 251千m ³	森林の団地化の促進や講師派遣による生産性向上実施（3地域） 生産システムの実証実験の支援 木材生産量 282千m ³	低コスト生産システムの他地域への普及（3地域）		○

○農山村地域が持つ多面的機能の発揮

- 「ふじのくに美農里プロジェクト」、「一社一村しづおか運動」、「しづおか棚田・里地くらぶ」といった多様な主体による協働の取組を推進し、農地や農業用施設等の保全活動を実施した。
- 多面的機能を有する農地や農業用施設等の地域資源を、多様な主体の参加により適切に保全管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」を推進した結果、活動組織が174組織となり、9,614haで保全活動を実施した。
- 農業基盤の適切な保全・管理を行うため、企業等との協働による「一社一村しづおか運動」では新たに10件のパートナーシップ認定を行ったほか、推進に向け取組を希望する農村を取材し、PR資料を作成するなどの取組を行った。
- ボランティア組織「しづおか棚田・里地くらぶ」と協働し、各種イベントにおいて棚田の保全活動の必要性等をPRした。
- 「森林共生基本計画」の見直しを行うとともに、森林共生白書の公表や森林県民円卓会議の開催などにより、県民相互の合意と連携を図った。
- 平成24年11月の第36回全国育樹祭の開催に向けた、実行委員会の設立、開催1年前プレイベントなどを実施した。
- もりづくり県民税を充当した森の力再生事業により、1,342haの荒廃森林等を整備した。
- 森林の機能を維持保全するため、林地開発許可制度に基づき林地の適正利用を指導（許可10件）するとともに、小規模林地開発の実態把握により無断開発の未然防止を図った。また、小規模で孤立している保安林について、富士市や静岡市の海岸部の一部において適正な配備方針を検討した。
- 県営林における間伐では、既設作業道の利用や作業道開設を検討し、効率的な利用間伐の取組を進めた。
- 松くい虫防除対策として、空中散布237ha、地上散布477ha、予防剤の樹幹注入2,148本、伐倒駆除6,126m³を行った。

- 県内で植栽するスギ・ヒノキの苗木の全てを「花粉の少ない品種」に転換するため、0.26haの採種園を整備した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
森の力再生事業 (森林づくり県民税) (H18~21累計整備 4,723ha)	計画	前期5ヶ年計画の見直し 1,435ha				◎
			後期5ヶ年計画の推進 1,200ha 累計2,635ha	1,200ha 累計3,835ha	1,200ha 累計5,035ha	
(H18~21累計整備 4,723ha)	実施状況等	荒廃森林の再生 1,549ha	前期5ヵ年計画の実績を踏まえ、平成23年度以降の計画量を見直した。(森の力再生推進本部/H23年3月) (1,342ha)	(1,220ha)	(1,141ha)	◎
			累計2,891ha	累計4,111ha	累計5,252ha	

○力強い漁業を支える漁港整備の推進

- 防波堤（4漁港）や船舶を係留する護岸（1漁港）等、水産物の安定供給に資する漁港の整備を推進した。また、これらの施設の長期的な有効利用を図るため、維持管理計画を同時に策定した。

(4) 新時代の魅力ある地域づくり

【新東名高速道路を活かした内陸部の振興】

○「内陸」のフロンティアを拓く

- 東日本大震災を踏まえ、安全・安心な地域づくりが求められているため、高規格幹線道路等を地域資源として、防災・減災を最優先とした“ふじのくに”づくりの方針となる「内陸のフロンティア」を拓く取組の推進方針を策定した。

- 基本方針の取りまとめに当たり、府内に知事を本部長とする推進会議を設置し、市町に対し、県と一体となった戦略的取組の実施を呼び掛けた。また、着実な取組推進のため総合特区制度の活用方針を明確化した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
内陸のフロンティア を拓く取組の推進	計画		推進会議の設置		取組方針の策定・推進	○
	実施状況等		推進会議の設置・開催			○
				全体構想の策定・推進 総合特区申請		

【過疎・中山間地域の振興】

○魅力を生かし、フロンティアを拓く

- 多様な住まい方を前提とし、“ふじのくに”ならではの魅力を生かした移住・定住の促進を図るため、「ふじのくに移住・定住促進戦略」に基づき、移住・定住相談センターの設置や県空き家バンクの開設など推進体制の整備を行うとともに、各種フェアでのPRによる情報発信などを行った。
- 生産から加工、流通、消費を結合し、新たな需要を創造する6次産業化の取組への支援や、農芸品と言える農林水産物を「しづおか食セレクション」としてブランド認定するなど、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用の創出を図った。
- 農業、林業を支える新たな担い手を確保するため、新規就業者の育成支援等を行った。
- 農林漁業体験民宿等の環境整備、推進団体の支援、子ども農山漁村交流プロジェクトの推進などにより滞在型グリーンツーリズムを促進した。

○多様な主体の参画による地域の社会的機能の維持・向上

- 弱まりかけた地域コミュニティの機能を補うため、集落対策の主体となる各市町に対し、外部人材の活用や地域の課題解決に向けた取組など県内外の先進的・特徴的な事例を収集・提供した。
- 県保健医療計画に基づき、過疎地域周辺医療機関や市町等との連携を通じて、地域住民が必要な保健医療の確保に努めるとともに、無医地区の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療や市町が行う定期患者輸送事業を促進した。また、介護保険関連施設、保育所等の整備を促進した。
- 地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を確保できるよう、民間事業者や市町への支援を通じ、バス路線の維持・確保を図った。
- 中心都市部との幹線道路などを整備するとともに、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進した。
- 飲料水の安定供給のため、簡易水道や飲料水供給施設の整備を促進した。また、下水処理施設等の整備を促進した。
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」、「一社一村しづおか運動」、「しづおか棚田・里地くらぶ」、「森づくり県民大作戦」などにより、美しい景観、農地や森林などの資源を地域住民やNPO、民間企業等、多様な主体の参加により保全していく取組を支援した。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

都市における利便性の向上や環境・景観等に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市機能の集積等により、都市空間を創造する。

施策の方向

(1)豊かで活力あるまちづくり

目的

都市計画のマスタープランを策定し、それに即した都市計画の決定等を推進するとともに、無秩序な市街化を防止する開発許可制度等を適正に運用する。

数値目標

基準値

現状値

H25目標

達成状況

日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合

(H21)
52.8%

(H24県政
世論調査)
50.8%

60%

C

参考指標

経年変化

推移

良好な市街地が整備された割合
(土地区画整理事業により道路や公園等の公共施設等が整備された割合)

(H21)
14.4%

(H22)
14.4%

(H23)
14.7%

↗

施策の方向

(2)都市のリノベーション

目的

機能的で暮らしやすい市街地を形成するため、既成市街地の更新を進めるなど、都市基盤の整備を推進する。

数値目標

基準値

現状値

H25目標

達成状況

用途地域内の土地区画整理事業完了率

(H21)
14.4%

(H23)
14.7%

15.5%

B-

県民1人当たりの渋滞損失時間

(H20)
35.6時間／年

今後公表

(H28)
30時間／年

—

参考指標

経年変化

推移

主要駅のエレベータ、エスカレータ設置整備率

(H21)
74.2%

(H22)
77.3%

(H23)
77.3%

↗

市街地再開発事業等の完了地区数

(H21)
52地区

(H22)
55地区

(H23)
57地区

↗

夜間騒音65dB以下の幹線道路延長割合

(H21)
70.4%

(H22)
70.7%

(H23)
79.4%

↗

施策の方向

(3)緑と潤いのあるアメニティ空間の創出

目的

都市生活の快適性、安全性を確保する上で基盤となる都市公園や、心地よい親水性を持った港湾緑地等、潤いのある空間整備を計画的に推進する。

数値目標

基準値

現状値

H25目標

達成状況

都市計画区域内の1人当たり都市公園面積

(H20)
8.11m²／人

(H22)
8.22m²／人

8.51m²／人

B-

参考指標

経年変化

推移

都市公園に歩いて行ける利用可能者数

(H20)
1,840千人

(H21)
1,861千人

(H22)
1,905千人

↗

水辺の交流拠点整備箇所数

(H21)
54箇所

(H22)
57箇所

(H23)
57箇所

↗

NPOによる空港周囲部の管理活動参加者数

(H21)
760人

(H22)
653人

(H23)
845人

↗

県営都市公園利用者満足度（5段階評価）

(H21)
4.24

(H22)
4.27

(H23)
4.26

→

2 進捗評価

- 「日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合」は、約50%と横ばい傾向にある。都市の将来像を明らかにする都市計画のマスタープランの策定をはじめとする豊かで活力あるまちづくりに向けた一層の取組が必要である。
- 「用途地域内の土地区画整理事業完了率」及び「市街地再開発事業等の完了地区数」は増加し、「主要駅のエレベータ、エスカレータ設置整備率」や「夜間騒音65db以下の幹線道路延長割合」も増加傾向にある。幹線街路や駅前広場の整備については、完成間近な箇所や優先度の高い路線を重点的に整備することにより、機能的で暮らしやすい市街地の形成が推進されている。
- 「都市計画区域内の1人当たり都市公園面積」及び「都市公園に歩いて行ける利用可能者数」は増加しており、「県営都市公園利用者満足度」も高い数字を維持している。また、草薙総合運動場のリニューアル事業も進んでおり、緑と潤いのあるアメニティ空間の創出が図られている。

3 今後の施策展開

- 今後の都市計画は、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に対応した**集約型都市構造への誘導**を図るため、「都市計画区域マスタープラン策定指針」の見直しや、この指針に基づく都市計画区域マスタープランの見直し及び静岡中部都市圏における都市交通マスタープランの策定を進めていくほか、引き続き、無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生の防止等、**適正かつ合理的な土地利用の確保を推進**していく。
- 機能的で暮らしやすい市街地を形成するためには、**土地区画整理事業及び市街地再開発事業の円滑な推進**が必要であり、事業主体である市町や組合に対し、引き続き指導・支援していく。また、**街路整備事業については効果的・効率的に事業を推進**していくとともに、**沼津駅付近鉄道高架事業**については、パブリックインボルブメント(PI)手法により、市民や関係者とコミュニケーションを図りながら方向付けを行っていく。**東部コンベンションセンター（ふじのくに千本松フォーラム）**については、より利便性の高い施設となるよう施設の整備や管理運営体制の構築に努めるとともに、コンベンション主催者へのセールス活動や全国に向けた広報活動を積極的に展開する。
- 都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、引き続き、県営都市公園の適切な管理に努め、市町による都市公園や緑地の整備を促進するとともに、**草薙総合運動場のリニューアル事業を推進**していく。

4 取組の実績

(1) 豊かで活力あるまちづくり

○暮らしやすい市街地をつくる都市計画の推進

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域マスターplanの定期見直しに向けた基礎調査を実施するとともに、都市施設、土地利用、市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を計38件行った。
- 都市の骨格を形成する交通施設等の必要性及び規模を明らかにするため、全7都市圏のうち伊豆東、東遠、榛南の3都市圏について、都市交通マスターplanを策定した。

○適正な土地利用の確保

- 無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生を防止するため、都市計画法に基づき、開発許可申請があつた案件の審査を行い、4件の許可を行つた。
- 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、一定面積以上の土地取引の届出について利用目的の審査を行い、120件の処理を行つた。

(2) 都市のリノベーション

○良好な市街地整備の促進

- 都市における公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、市町や組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導・支援を行い、袋井市上石野地区画整理組合外7地区（計156.9ha）で事業が完了した。
- 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町等が施行する市街地再開発事業等に対し指導・支援を行い、清水駅西第二地区外1地区（計1.6ha）で事業が完了した。

○賑わいのある都市拠点の形成

- 東部コンベンションセンター（ふじのくに千本松フォーラム）については、平成23年度に事業者との設計協議が完了し、財産取得契約に関する協議を行うとともに、施設の管理運営計画の策定を行つた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
東部コンベンションセンターの整備	計画		施設設計		建設工事	26年度供用開始予定
	実施状況等	11月基本協定締結 設計協議に着手	設計協議完了 管理運営計画策定 財産取得契約協議	財産取得契約締結 設計建設工事着工 設置管理条例制定 指定管理者選定 予約相談センター設置		○

○街路整備の推進

- 都市における円滑な移動を確保するため、完成が近づいている**幹線街路整備**箇所について、重点的に街路整備を行い、4箇所が完成した。
- 駅前広場の整備**を促進するため、都市計画手続き等について、主体となる市町に対し指導・支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
幹線街路の整備	計画					
	実施状況等	3箇所完成	2箇所完成	3箇所完成	4箇所完成	○
駅前広場の整備	計画					
	実施状況等	1箇所完成（三枚橋岡宮線） 2箇所 H23へ線越し完成（下俣二瀬川線、磐田袋井線）	4箇所完成（下俣二瀬川線、磐田袋井線、本町下宿線、榛南幹線）	完成予定箇所を含め、幹線街路の整備について計画どおり進捗するよう事業推進中		○

○鉄道と道路の立体交差化の推進

- 踏切による渋滞の解消や交通安全対策のため、JR身延線富士宮駅付近鉄道高架事業を継続して実施した。
- 沼津駅付近鉄道高架事業**については、有識者会議の報告書を受け公表した県の推進方針に基づき、パブリックインボルブメント（PI）手法を導入するため、PIの手続きや進め方を定めたPI実施計画を策定、公表した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
鉄道と道路の立体交差化	計画					
	実施状況等	1箇所完成		1箇所完成	26年度 1箇所完成予定	○
沼津駅付近鉄道高架事業の推進	計画		事業推進			
	実施状況等	まちづくり、交通、公共政策等の専門家で構成する「有識者会議」を設置し会議を開催	「有識者会議」の報告書を受け、PI方式を導入	PIにより市民や関係者とコミュニケーションをとりながら、互恵的解決を目指す		○

(3) 緑と潤いのあるアメニティ空間の創出

○人々が集う緑の空間やレクリエーションの場の創出

- 都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、指定管理者を通じて、県営の7都市公園の適切な管理及び利用促進を図るとともに、市町による都市公園整備を促進するため指導・支援を行った。
- 総合運動公園としての機能を向上させるため、**草薙総合運動場硬式野球場において、外野スタンドの改修工事に着手**し、また、室内練習場と新体育館の設計を進めた。
- 港における景観の保持、美化を図り、潤いのある港の環境を形成するため、清水港・田子の浦港において、浚渫土砂を盛土材として有効活用するなど、**緑地整備**を推進した。また、焼津漁港及び福田漁港で緑地等の整備を推進し、福田漁港においては緑地広場を完成させた。
- 富士山静岡空港では、周辺地域と調和した緑あふれる空港として、ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の整備、空港周辺の森林の整備、オオタカの営巣環境の整備などにより自然環境の保全対策を図った。また、空港周辺でのレクリエーションの場を創出するため、空港東側展望広場を整備するとともに、景観向上を目的として、空港アクセス道路に桜の植栽を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
草薙総合運動場の再整備 硬式野球場の改修 体育館の建て替え	計画	内野スタンド改修		外野スタンド改修		○
				設計・整備		
	実施状況等	内野スタンド改修 H23.3月完成	外野スタンド改修着手 室内練習場及び体育館の設計を実施	外野スタンド改修中 室内練習場の建設、体育館建設に着手		
港における緑地の整備 (港湾 H21 4.91%) (漁港 H21 6.67%)	計画					港湾 6.08% 漁港 10.15%
	実施状況等	港湾 5.03% 漁港 6.67% 【港湾】清水港、新興津地区 田子の浦港、港口地区の緑地整備を実施	港湾 5.19% 漁港 7.57% 【港湾】清水港、新興津地区 田子の浦港、港口地区の緑地整備を実施	【港湾】清水港、新興津地区 田子の浦港、港口地区の緑地整備を実施		○
		【漁港】焼津漁港及び福田漁港の緑地整備を実施	【漁港】焼津漁港及び福田漁港の緑地整備を実施	【漁港】焼津漁港の緑地整備を実施		

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

道路ネットワークの強化等により県内中心都市の連携強化や均衡ある発展を目指すとともに、国内や国際交流ネットワークの構築など、陸・海・空の基盤整備を進めることにより、全国はもとより、世界との広域交流圏を形成する。

施策の方向

(1) 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築

目的 富士山静岡空港や新東名高速道路など大規模な交通基盤の新規整備に伴い、既存の交通基盤との連携を強化し、本県の新たな交通ネットワーク構築を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
国内旅客輸送人員（※）	(H20) 26億7,900万人 (3億4,400万人)	(H22) — (3億1,100万人)	27億人 (3億5,000万人)	C

※国土交通省「旅客地域流動調査」をもとに算出しているが、平成22年度分より調査方法の変更があり、「自家用バス」「自家用乗用車」については集計されなくなったため、() 内のとおり、新たに基準値・目標値を設定し達成状況を評価した。

参考指標	経年変化			推移
国内鉄道旅客輸送人員（静岡県分）	(H19) 197,843千人	(H20) 196,539千人	(H21) 187,951千人	↖
高規格幹線道路の供用率	(H21) 44.6%	(H22) 44.6%	(H23) 46.2%	↗
御前崎港と相良牧之原ICの所要時間	(H21) 35分	(H22) 23分	(H23) 17分	↗
外貿コンテナ定期航路便数	(H21) 25.5便／週	(H22) 24.5便／週	(H23) 25.5便／週	→

施策の方向

(2) 道路網の強化

目的 円滑な道路交通を確保し、産業の支援や交流の拡大を図るため、高規格幹線道路と、それに関連するアクセス道路等の整備を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
中心都市等への30分行動圏人口カバー率	(H21) 87.2%	(H23) 88.4%	92.8%	B

参考指標	経年変化			推移
高規格幹線道路の供用率	(H21) 44.6%	(H22) 44.6%	(H23) 46.2%	↗
県民1人当たりの渋滞損失時間	(H18) 37.2時間	(H19) 36.4時間	(H20) 35.6時間	↗

施策の方向

(3) 港湾機能の強化

目的 県内のものづくり産業を支え、国内外との競争力を向上させるため、民の視点による質の高い港湾サービスの提供を推進し、清水港、田子の浦港、御前崎港を「駿河湾港」として一体的に整備・運営していく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
輸出・輸入コンテナ取扱個数	(H21) 34.1万TEU	(H23) 43.4万TEU	78.7万TEU	C
穀物（トウモロコシ）取扱量	(H20) 72万t	(H23) 71万t	(H32) 81万t	C

参考指標	経年変化			推移
地域の産業基盤となる港湾の整備数 (係留施設等の港湾施設が整備され、港湾機能の整備が完了した港湾数)	(H21) 9港	(H22) 10港	(H23) 10港	→
大型岸壁（-6m以深）の整備	(H21) 68バース	(H22) 69バース	(H23) 69バース	→

施策の方向		(4) 空港機能の強化			
目的	国際競争力や県民生活の質の向上による本県の発展を目指し、富士山静岡空港の利便性や魅力を高めるための施設整備等を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
富士山静岡空港の利用者数	(H21) 53万人	(H23) 41万人	70万人	C	
富士山静岡空港の就航地域数等	(H21) 定期便8地域、チャーター便16地域・158便、小型機402機	(H23) 定期便8地域、チャーター便19地域・111便、小型機353機	定期便10地域、チャーター便20地域・200便、小型機500機	C	
富士山静岡空港の貨物取扱量	(H21) 86 t	(H23) 501 t	3,000 t	B-	

参考指標	経年変化			推移
富士山静岡空港の運用時間	(H21) 11.5h	(H22) 11.5h	(H23) 13.0h	↗
富士山静岡空港のスポット数	(H21) 5スポット	(H22) 5スポット	(H23) 8スポット	↗

2 進捗評価

- 平成24年4月の新東名高速道路の開通やアクセス道路の整備により、富士山静岡空港や駿河湾港と高規格幹線道路ICの所要時間の短縮が図られるなど、陸・海・空の交通ネットワークの構築が進んでいる。
- 道路網の強化については、新東名高速道路の御殿場JCT～三ヶ日JCT間（延長162km）、三遠南信自動車道の浜松いなさJCT～浜松いなさ北IC間（延長0.5km）の供用開始や「中心都市等への30分行動圏人口カバー率」の1.2ポイント向上など、順調に進んでいる。
- 港湾機能の強化については、大型岸壁の整備等により、「輸出・輸入コンテナ取扱個数」が前年から3万TEU増加しているが、目標達成に向けて一層の取組を推進する必要がある。
- 富士山静岡空港においては、運用時間の延長やターミナル地区西側駐機場の供用開始により、航空機の受入体制の充実が図られている。また、平成24年3月の台北線新規就航や平成24年6月の上海線武漢延伸など航空ネットワークも充実してきており、西側駐機場の供用開始により、富士山静岡空港を利用する小型機も増加傾向にある。
さらに、空港の1番スポットの旅客搭乗橋整備は、富士山静岡空港株式会社への支援により、平成24年11月に供用開始されたほか、西側駐機場隣接地における格納庫用地の基盤整備がおおむね完了し、民間航空関連事業の誘致に向けた計画が進捗しているなど、空港機能の高度化は進んでいる。

3 今後の施策展開

- 円滑な交通を確保して県内産業の競争力を高め、県民生活の質の向上を図るためにには、道路、港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク機能の一層の拡充を図る必要がある。このため、平成24年度から「ネットワークビジョン推進協議会」を開催するなど、平成24年2月に公表した「ふじのくに交通ネットワークビジョン」の実現に向けた取組を推進する。
- 道路網の強化については、引き続き、**新東名高速道路の早期全線開通、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の早期完成**に向けて、国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかける。
- 港湾機能の強化については、**駿河湾港としての一体的な整備・運営**を図る。特に現在、県外港湾に流出している貨物については、**積極的なポートセールスや民の視点による港湾サービスの向上**などにより、県内港湾への取り込みを推進する。
- 空港機能の強化については、関係団体への情報提供や空港ホームページを通じて、平成24年3月に供用開始した**ターミナル地区西側駐機場の利用促進**を図る。また、新たに整備した格納庫用地への民間航空事業者の誘致を進めるとともに、空港西側エリアの利用可能性等を調査し、**航空関連事業等の展開に向けた環境づくり**を進めていく。

4 取組の実績

(1) 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築

○未来を見据えた交通ネットワーク化の推進

- 整備が進む高規格幹線道路や富士山静岡空港、港湾、高速鉄道を生かし、本県の地域振興に寄与する陸・海・空の交通ネットワーク化を更に推進するため、平成24年2月に「ふじのくに交通ネットワークビジョン」を公表し、その実現に向けて推進協議会による検討などの取組を開始した。

(2) 道路網の強化

○国内交流促進のための高規格幹線道路等整備の推進

- 新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の早期完成に向けて、国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかけた。
なお、三遠南信自動車道の浜松いなさ北IC～鳳来峡IC間13.4km（うち県内7.3km）が平成24年3月4日に供用開始した。
- 陸・海・空の総合交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路の一部である国道473号相良バイパスの菅山ICは、平成24年3月17日に立体交差化した。
- 平成23年度に事業着手した国道473号金谷相良道路Ⅱ期区間に引き続き、国道1号島田金谷バイパス（国道1号の4車線化および国道1号菊川ICのフルインター化）が、平成24年度、新規事業化された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高規格幹線道路の整備	計画					
				御殿場JCT以西供用予定	御殿場JCT以東事業の促進	○
新東名高速道路	実施状況等	事業促進	事業促進	御殿場JCT以西供用開始 (L=162km)		○
				事業促進		
中部横断自動車道 三遠南信自動車道 伊豆縦貫自動車道	計画					
	実施状況等	事業促進	三遠南信浜松いなさ北IC～鳳来峡IC供用開始 (L=13.4kmうち県内7.3km)	三遠南信浜松いなさJCT～浜松いなさ北IC供用開始 (L=0.5km)		○

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
金谷御前崎連絡道路の整備 相良バイパス	計画	東名牧ノ原IC～西萩間 IC間供用予定	菅山IC～大沢IC間 供用予定（高架化部分）			○
	実施状況等	東名牧ノ原IC～西萩間 IC間供用 (H23.1.23)	菅山IC供用 (高架化部分) (H24.3.17)	大沢IC供用 (高架化部分) (H24.8.5)		
国道1号から倉沢IC	計画		事業着手			○
	実施状況等	事業着手		測量・設計	測量・設計	

○県内交流促進のための道路網整備の推進

- 地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網（静岡30「サティー」構想）に大きく寄与する新東名高速道路等の高規格幹線道路の整備促進とあわせ、アクセス道路となる県道大岡元長窪線や県道焼津森線などの整備を推進した。
- 高速道路をより利用しやすくするため、国や中日本高速道路株式会社、関係市町などと連携し、3箇所のスマートインターチェンジ（東名高速道路：1箇所、新東名高速道路：2箇所）の整備を促進した。

(3) 港湾機能の強化

○ものづくり・ものづかいを支える港湾機能の充実

- 平成23年3月に策定した「駿河湾港アクションプラン」等を踏まえ、港湾物流促進戦略及び港湾計画の見直しに向けた基礎調査に着手した
- 自動車製造業、製紙業、食料品・飼料製造業などの競争力を向上させるため、清水港新興津国際海上コンテナターミナル第2バースの整備を推進するとともに、田子の浦港中央埠頭の航路・泊地の増深を進めるなど、船舶の大型化に対応した岸壁等の整備を推進した。
- 県内の地域産業を支えるため、その基盤となる伊東港、浜名港等の地方港湾4港の整備を推進し、平成24年度の完成を目指して、浜名港のプレジャーボート係留施設などの整備を推進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「駿河湾港」としての一体的利活用	計画	将来像や目標の明確化 具体策の検討		一體的利用		○
	実施状況等	将来像の明確化 (駿河湾港アクションプランの策定)	一體的利用（港湾物流促進戦略、港湾計画の見直し作業実施）	一體的利用（港湾物流促進戦略、港湾計画の見直し作業実施）		○
大型岸壁の整備	計画					○
	実施状況等	田子の浦港 -12m岸壁整備		清水港 -15m岸壁整備推進		○
埠頭（基盤）整備	計画		御前崎港 女岩地区 (2ha)		清水港 新興津地区 (3ha)	○
	実施状況等	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備		○
臨海部土地造成整備	計画				清水港 新興津地区 (7ha) 造成	○
	実施状況等	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備		○
地方港湾の整備	計画				浜名港 (係留施設整備)	○
	実施状況等	熱海港 (防波堤整備)	浜名港、沼津港、下田港、伊東港の整備	浜名港、沼津港、下田港、伊東港の整備	沼津港他2港湾の整備推進	○

○港湾物流の拡大

- 平成23年度から導入した新規航路誘致のための新規インセンティブ等により、新規定期コンテナ7(H23就航数) 航路が就航した。
- 「駿河湾港アクションプラン」等を踏まえ、港湾物流促進戦略及び港湾計画の見直しに向けた基礎調査に着手した。
- 物流コストを低減し、質の高い海上輸送サービスを実現するため、清水港新興津地区において高機能なコンテナターミナルの整備を推進した。

(4) 空港機能の強化

○競争力を高める空港機能の充実

- 平成23年4月1日から空港の**運用時間を延長**（11.5時間→13時間）したほか、円滑なスポット運用やビジネスジェットの受入れ促進等のため、ターミナル地区西側**駐機場（3スポット）の整備**を進め、平成24年3月8日に供用開始した。
- 富士山静岡空港株式会社等の関係者と連携し、空港土木施設や航空灯火施設等の空港基本施設等の的確な管理運営を行うとともに、関係者による意見交換等を行い、情報共有や課題の解決を図った。また、空港の安全確保体制の向上に向け、職場内研修や関係機関と連携した各種訓練を実施した。
- 利用者の満足度を高め、より多くの利用に結びつけるため、空港の1番スポットに旅客搭乗橋を整備する富士山静岡空港株式会社を支援した。
- 周辺地域と調和した緑あふれる空港の実現に向け、ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の整備、空港周辺の森林の整備、オオタカの営巣環境の整備などにより自然環境の保全対策を図った。また、景観向上を目的として空港アクセス道路に桜の植栽を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
運用時間の延長 (H21: 11.5時間)	計画	地元・国等関係機関との調整	13時間運用開始			○
	実施状況等	地元・国等関係機関との調整	13時間運用開始 (平成23年4月1日)	13時間運用		○
路線拡大に対応する駐機場の拡充 (H21: 5スポット)	計画	新たな駐機場の整備(3スポット)		8スポットでの供用開始		○
	実施状況等	駐機場の整備着手 (3スポット)	駐機場の整備完了 8スポットでの供用開始 (平成24年3月8日)	8スポットでの供用		○

○空港を活かした産業の導入と地域の魅力づくり

- 陸・海・空の総合交通ネットワークを形成するため、金谷御前崎連絡道路（国道473号相良バイパス）について、平成24年3月に菅山インターチェンジを立体交差化するとともに、空港をより利用しやすくするため、県道細江金谷線や県道島田吉田線など、空港アクセス道路や空港周辺道路の整備を推進した。
- 民間航空関連事業の誘致**に向け、平成23年度に西側駐機場の隣接地における格納庫用地の基盤整備がおおむね完了した。
- 空港と周辺地域の調和ある発展を図るため、平成23年度は、地元2市1町が実施する静岡空港隣接地域振興事業について、36事業に対し助成を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間航空関連事業の誘致	計画	計画・調整		基盤整備・公募	事業の導入	→
	実施状況等	計画・調整	格納庫用地基盤整備	格納庫用地ライフライン整備 格納庫事業者の選定 空港西側利用可能性調査	格納庫事業の導入 空港西側利用事業の誘致	○

4-2 「安全」な生活と交通の確保

1 戦略の目標と体系

地域社会から犯罪や交通事故をなくし、安全で安心できる暮らしを実現することは、県民共通の願いであるとともに、県民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題である。

このため、行政、警察、県民、事業者が連携し、人々を犯罪から守る防犯活動や交通事故の少ない安全な交通社会を目指す総合的な対策を進める。

「安全」な生活と交通の確保

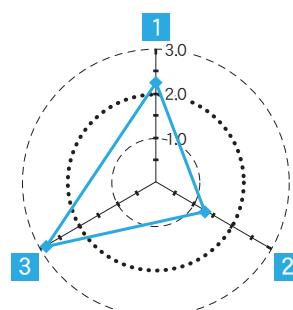
- 1 官民協働による犯罪に強い社会づくり
- 2 総合的な交通事故防止対策の推進
- 3 犯罪発生を抑える警察力の強化

2 数値目標の達成状況

戦 略 の 柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり	1			1			
2 総合的な交通事故防止対策の推進				2	2		
3 犯罪発生を抑える警察力の強化	2	1					
計	3	1		3	2		

- 「官民協働による犯罪に強い社会づくり」や「犯罪発生を抑える警察力の強化」は、刑法犯認知件数が目標を達成するなど、おおむね順調に推移しているが、安全で安心できる暮らしの実現に向けて、各施策のより一層の推進が必要である。
- 平成23年の交通事故の状況は、死者数は減少したものの、人身事故の発生件数は増加した。主な要因は高齢者事故の増加であることから、高齢者事故防止対策をより一層進め、これに歯止めをかける取組について、更なる拡充が必要である。

《戦略の柱ごとの達成状況》



3 取組の実績

戦 略 の 柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり	1	2	
2 総合的な交通事故防止対策の推進		8	
3 犯罪発生を抑える警察力の強化		6	
計	1	16	

- 主な取組については、おおむね計画どおり実施しており、今後も継続して推進する。
- 地域の防犯まちづくり活動の核となる「地区安全会議」を立上げ・活性化するための「防犯まちづくり基礎講座」の開催要望が多数寄せられるなど、地域の自主的防犯活動が活発化している。
- 高齢者交通事故ストップ作戦として、シミュレータを活用した出前講座等を開始したほか、バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備、自転車免許制度実施校の拡大等、交通事故防止対策を推進している。
- 県民の治安に対する不安に大きく影響を及ぼす重要犯罪の検挙率は9.8ポイント上昇し、また、暴力団排除支援団体を3団体増設するなど、犯罪対策についての取組が成果をあげている。

4 進捗評価

- 防犯まちづくりを支える人材の育成、組織の活性化を図る防犯まちづくりに関する各種講座の受講者数は順調に推移しているほか、自主防犯活動として「エスピーキュン安心メールの登録者数」や「青色防犯パトロールの車両台数」が増加するなど、官民一体となった「犯罪の起きにくいまちづくり」の取組が推進された。
- 犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻せるようにするために、関係機関との連携を強化した結果、静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数は増加し、支援体制の充実が促進された。
- 参加・体験・実践型の交通安全教育によって県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通違反の取締り強化など交通事故防止対策を推進した結果、「交通事故の年間死者数」は減少し、また、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めている人の割合は、94.5%と高い割合となっているなど、これまでの取組に一定の効果が認められる。
一方で人身交通事故が前年に引き続き増加しているが、これは、高齢化社会の進展による高齢者事故の増加が主な要因と考えられる。
- 「刑法犯認知件数」については、目標値を上方修正するほか、子ども、女性等社会的弱者を狙った凶悪事件や、高齢者を対象とした振り込め詐欺事件などの犯罪対策を進めるとともに、袋井警察署の新設など、警察の活動基盤を強化した結果、刑法犯認知件数が減少するなど治安回復に一定の成果があがっている。

5 今後の方針

- 地域社会から犯罪や交通事故をなくし、安全で安心できる暮らしを実現するためには、県民一人ひとりが取り組む必要がある。
このため、「防犯まちづくり」を引き続き推進して、**地域や事業者による防犯活動の活性化**やネットワークのきめ細かな整備を進めるとともに、**子ども、女性、高齢者等社会的弱者の安全確保、防犯活動を担う人材の高齢化などの新たな課題に対応するための施策等も実施**していく。
あわせて、「**静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針**」に基づき、関係機関との連携を深めていくことによって、犯罪被害者等への支援の充実を図る。
- 交通事故については、高齢者事故の増加などにより、交通事故件数は対前年比で増加している。今後、高齢者人口の増加が更に進むことから、**一層の高齢者事故防止対策**に取り組み、交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。
- 犯罪対策については、一定の成果をあげることができたものの、子どもや女性等弱者を狙った凶悪事件や高齢者を対象とした振り込め詐欺事件が依然として発生しており、治安情勢は予断を許さない状況である。
このため、社会経済や犯罪情勢の変化に配意しつつ、**犯罪発生を抑える警察力を継続して強化**し、県民がより安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

県民や事業者の自主的防犯活動を促進するとともに、安全な都市環境を整備すること等により、官民が協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」を進める。

施策の方向		(1)防犯まちづくりの推進			
目的	県民の防犯意識を高め、自主防犯活動を活性化させるとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の普及等により、官民協働による「防犯まちづくり」の取組を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
刑法犯認知件数	(H21) 41,069件	(H23) 35,900件	(新)31,000件 以下 (現)37,000件 以下		A

参考指標	経年変化			推移
地域の防犯活動のリーダーを対象とする講座の受講者数	(H21) 118人	(H22) 154人	(H23) 144人	→
防犯まちづくり組織への出前講座の実施数	(H21) 0講座	(H22) 0講座	(H23) 10講座	↗
防犯責任者専門セミナーの受講者数	(H21) 559人	(H22) 577人	(H23) 628人	↗
「エスピーキュン安心メール」の登録者数	(H21) 4,670人	(H22) 9,874人	(H23) 15,678人	↗
青色防犯パトロールの車両台数	(H21) 2,502台	(H22) 2,852台	(H23) 3,000台	↗

施策の方向

(2)犯罪被害者等に対する支援体制の確立

目的

犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受け取ることができるよう、関係機関の連携・協力体制を確立し、支援の充実を図る。

	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数	(H21) 26機関	(H23) 28機関	36機関		B-

参考指標	経年変化			推移
犯罪被害者支援講演会の開催回数	(H21) 6回	(H22) 6回	(H23) 6回	→

2 進捗評価

- 若年者層等の新たなリーダーを取り込んだ「地域の防犯活動のリーダーを対象とする講座」や事業所の「防犯責任者専門セミナー」などを通じ、防犯活動のリーダーの質的向上とともに、地区安全会議等の防犯まちづくり組織を対象とした出前講座を実施するなど、防犯まちづくりを支える人材の育成と組織の活性化に取り組んだ。
- また、「エスピーキュン安心メールの登録者数」や「青色防犯パトロールの車両台数」は、前年に引き続き増加し、自主防犯活動が促進された。これは、関係機関・団体との協力や各分野・各層への防犯ネットワークのきめ細かな整備、社会の規範意識の向上と絆の強化等の取組を推進した成果であり、引き続き、官民協働による「防犯まちづくり」の取組を推進する。
- 犯罪被害者等の支援では、「静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を平成23年10月に策定し、関係機関・団体の連携を図るとともに、犯罪被害者週間での広報啓発活動・キャンペーンの展開、犯

罪被害者支援講演会の継続的な開催等、県民の被害者支援に対する理解と協力の確保にも取り組んでおり、「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数」も増加するなど、犯罪被害者支援の充実は確実に進んでいる。

3 今後の施策展開

○県民の誰もが、安全で安心して生活できる社会を実現するためには、官民が協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」を更に推し進める必要がある。

このため、平成22年度に作成した「静岡県防犯まちづくり行動計画」に基づき、**子ども、女性、高齢者等社会的弱者のより一層の安全確保、防犯活動を担う人材の高齢化等の新たな課題に対応するための施策を実施**する。

あわせて、治安情勢に対応した弾力的かつ効果的なパトロール活動、検挙活動、住民とともにある交番等の活動を推進し、また、自治体、地域住民、事業者等と協力して社会の各分野・各層に防犯ネットワークをきめ細かく整備するとともに、適時適切な情報提供に努めていく。

○犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるまで必要な支援を途切れることなく行なうことが重要であり、関係機関・団体による支援体制の確立及び県民の犯罪被害者支援に対する理解と協力が必要である。

このため、**関係機関・団体の連携強化**を図るとともに、犯罪被害者週間に併せた**「犯罪被害者支援キャンペーン」の開催**などにより、社会全体で犯罪被害者等を支えるための広報啓発活動を推進する。

4 取組の実績

(1) 防犯まちづくりの推進

○自主的防犯活動の促進・支援

- 県民総ぐるみの防犯活動を展開するため、「しづおか防犯まちづくり県民会議」を運営するとともに、[しづおか防犯まちづくり総合推進プログラムを改定](#)し、地域・職場ぐるみの自主的防犯活動の促進を図った。
- 県民の防犯意識を高めるため、防犯対策の情報等を「防犯まちづくりホームページ」、「防犯まちづくりポータルサイト」にて発信した。(アクセス件数約14,000件／年)
あわせて、犯罪情勢の分析結果などを各種犯罪抑止対策に活用するとともに、県民や関係機関・団体に提供した。また、自転車、オートバイ等の鍵掛けを訴えるために「しづおかLOCK ON作戦」を推進し、自転車などの乗り物盗を防ぐ施策を展開した。
- 地域の防犯まちづくり活動の核となる「地区安全会議」の立上げ・活性化を図るため、「地区安全会議」の活動事例を収めた「防犯まちづくりの進め方ガイド」の改訂版を作成するとともに、「防犯まちづくり基礎講座」を10回開催(参加者596人)した。また、防犯活動を担うリーダーを対象に「[防犯まちづくり専門講座](#)」を東部、中部、西部の3箇所で6回開催(参加者144人)した。
- 地域や事業者による防犯活動を活性化させるため、「地区安全会議」に対して、名称入りののぼり旗を各団体に10枚、計2,440枚配布するとともに、活動事例発表会を3回開催した。
- 子どもと女性の安全対策を充実させるため、声掛けなどの不審者情報、身近な犯罪発生状況等、安全情報を提供する「エスピーキュン安心メール」により1,180回配信した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域の防犯まちづくり活動の活発化 防犯まちづくり組織への支援	計画 実施状況等	防犯まちづくり行動計画の策定(今後の支援策の検討)	「防犯まちづくりの進め方ガイド」改訂版の作成			
			支援 10団体/年(出前講座)			◎
防犯活動を担う人材の育成	計画 実施状況等	防犯まちづくり行動計画の策定	「防犯まちづくりの進め方ガイド」改訂版の作成 10団体への講座を実施 しづおか防犯まちづくり総合推進プログラムの改定	オレオレ詐欺対策DVDの作成 12団体への講座を実施		
			受講者数 120人		受講者数 500人	○
			犯罪不安ゼロ実践科の開催	防犯講座(分野別)の開催		
			受講者数 154人	受講者数 144人	受講者数 157人	

○安全な都市環境の整備の促進

- 犯罪の防止に配慮した構造・設備の普及を図るため、「駐車場の防犯ガイドブック」、「住宅の防犯ガイドブック」を住まい博等の展示会にて配布した。
- 事業所における防犯設備の普及と事業者の防犯対策の促進のため、防犯責任者ガイドブックを配布するとともに、防犯責任者セミナーを3回開催（参加者628人）して、防犯責任者の活動支援を行った。

○犯罪被害防止活動の推進

- 県民の安全を確保し安心感を醸成するため、制服警察官によるパトロールを強化するなど、地域の実態に即した街頭活動を行った。
- 街頭活動中における職務質問を強化し、各種違法行為の予防及び検挙活動を推進した。
- 前年に引き続き、街頭補導活動を強力に推進し、深夜はいかい、喫煙等の不良行為少年1万8,909人を補導した（前年比2,418人増加）。また、非行少年の再非行を防止するため、他機関の関与がなく警察の見守りが必要と判断した37人の少年に対して、就労支援など立ち直り支援活動を実施した。

(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立

○犯罪被害者等の支援

- 犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策推進の基本方針と重点取組事項を示した「静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を平成23年10月に策定するとともに、関係機関の連携体制の充実・強化に取り組んだ。
- 被害者相談等に的確に対応するため、行政職員向けの基礎資料であるハンドブックの関係機関への配布・活用促進を図るとともに、犯罪被害者等支援担当者研修会を2回開催（受講者61人）した。
- 「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、施策の推進結果や事業計画などについて意見交換を行うなど、関係機関・団体の連携を強化するとともに、支援の充実を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
犯罪被害者等基本法に基づく支援体制の充実	計画	犯罪被害者等支援指針の策定		指針に基づく犯罪被害者等支援の充実		→
		被害者支援ハンドブックの作成		被害者支援ハンドブックの普及		→
	実施状況等	被害者支援ハンドブックの作成	犯罪被害者等支援指針の策定	犯罪被害者支援キャンペーンを県内5ヶ所で開催		○

○犯罪被害者等支援に対する県民の理解の促進

- 県民の犯罪被害者等支援に関する理解の促進を図るため、NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、静岡市との共催により、「犯罪被害者等支援講演会inしづおか」を開催するとともに、犯罪被害者の家族の声を掲載した一般県民向けリーフレットを配布した。
- 県内の中・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」（交通死亡事故被害者遺族の講演会）及び大学生を対象とした「社会活動参加促進のための講義」を開催し、犯罪被害者への配慮及び犯罪被害者支援に対する理解と協力を求め、規範意識の向上を図った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

県民の自覚と交通ルールの遵守及び交通安全施設の整備等により交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。

施策の方向		(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進			
目的	県民主体の交通安全活動を推進し、交通安全意識の啓発等を図るとともに、交通安全組織の育成等により、交通事故の少ない社会の実現を目指す。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
交通事故の年間死者数	(H21) 179人	(H23) 164人		140人 以下	B-
交通（人身）事故の年間発生件数	(H21) 35,878件	(H23) 37,238件		34,000件 以下	C

参考指標	経年変化			推移
高齢者事故ストップキャンペーン実施回数	(H21) 3回	(H22) 3回	(H23) 2回	↓
交通安全指導員と連携した交通安全教室実施回数	(H21) 10,759回	(H22) 10,682回	(H23) 10,063回	→
交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めている人の割合	-	(H22) 95.5%	(H23) 94.5%	→

施策の方向

(2) 交通事故防止対策の推進

目的

交通事故のない「人に優しい交通社会」の実現を目指すため、高齢運転者事故防止対策や悪質・危険運転者排除対策などの交通安全確保対策を推進する。

	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
交通事故の年間死者数	(H21) 179人	(H23) 164人		140人 以下	B-
交通（人身）事故の年間発生件数	(H21) 35,878件	(H23) 37,238件		34,000件 以下	C

参考指標	経年変化			推移
バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備率	(H21) 92.9%	(H22) 95.3%	(H23) 100%	↗
高齢者の運転免許証の自主返納数	(H21) 2,188件	(H22) 2,221件	(H23) 5,598件	↗
自転車免許制度の実施学校数	(H21) 29校	(H22) 37校	(H23) 40校	↗

2 進捗評価

- 地域住民、関係機関・団体等との連携・協働による「あなたが主役の交通安全県民運動」を、県民総ぐるみで展開し、参加・体験・実践型の交通安全教育によって県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い交通違反の取締りの強化、高齢者の運転免許の自主返納制度の周知等、総合的な交通事故防止対策を図った。
この結果、県民の交通安全に関する意識を示す「交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めている人の割合」は高い水準で推移するとともに、平成23年の交通事故年間死者数は、減少した。一方で、交通（人身）事故の年間発生件数は、高齢者事故の増加等により2年連続で増加しており、交通事故の少ない安全な社会の実現に向け、更に取組を進める必要がある。

3 今後の施策展開

- 高齢者事故の減少には、高齢者を取り巻く全ての道路利用者が高齢者の保護意識を持って安全対策に取り組むとともに、高齢者自らの取組を進める必要がある。
このため、平成24年度の交通安全県民運動では、引き続き、**高齢者の事故防止対策を最優先の課題として、県民全体の交通安全意識を高める。**
高齢運転者の事故防止対策として、高齢者講習の充実並びに運転免許証の自主返納制度の周知及び促進を図るとともに、免許を返納した高齢者に対する交通手段の確保などの支援充実を図る。
- 人々の生活のみならず社会的にも大きな損失をもたらす交通事故を抑止するためには、県民一人ひとりの交通安全意識を更に高揚させるとともに、交通安全施設の整備、悪質・危険運転者排除対策等、総合的な交通事故防止対策の更なる推進が必要である。
このため、引き続き、**交通安全教育の充実及び交通安全施設の整備を推進**するとともに、飲酒運転など**悪質・危険・迷惑性の高い交通違反の取締り及び捜査を強化**し、交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。

4 取組の実績

(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進

○県民主体による交通安全活動の推進

- 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題と実感できるよう、春、夏、秋及び年末の各季において、多くの県民が参加実践できる交通安全運動を展開するとともに、交通安全コンクールを年5回実施し、交通安全に対する更なる意識の高揚を図った。
- 県民の交通安全思想の高揚を図るため、静岡市駿河区で交通安全県民フェアを開催したほか、磐田市、掛川市で**高齢者事故ストップキャンペーン**を行うなど、参加・体験・実践型に配慮した交通安全意識の啓発活動を実施した。
- あわせて、子どもに対しては、発達段階に応じた交通ルール、マナー等の理解・習得を重点に、高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の低下が行動に及ぼす影響や交通事故防止対策効果の高い反射材の着用効果を理解させることを重点に、各種教育機材などを活用した交通安全教育を推進した。
- 高齢運転者の事故防止対策として、運転適正検査機材を活用した参加・体験・実践型の講習会や指定自動車教習所との連携による**高齢者ドライバーセーフティースクール**を15回開催した。
- 高齢者事故の増加に歯止めをかけるため、高齢者の交通安全教育を拡充し、高齢歩行者等安全推進事業を110箇所で開催、危険予測トレーニングには、延べ756人が参加した。
- よりきめ細かな広報を展開するため、CATV、コミュニティFMなどへ交通安全情報を提供した。
- 交通事故地図情報データなどを最新データにするとともに県警ホームページ内に掲載して県民に対する情報提供を図った結果、308,407件のアクセスがあった。
- 交通安全活動を底上げするため、身近な地域で交通安全活動を支える民間交通指導員の中堅研修、リーダー研修を各1回、交通安全母の会のリーダー研修を2回、ブロック研修を伊豆、東部、中部、西部地区で各1回開催するなどボランティア組織を育成指導した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高齢者の交通安全教育 高齢者交通事故ストップ作戦の対策の推進	計画	拡充内容の検討		ストップ作戦の推進		○
	実施状況等	高齢歩行者等安全推進事業、危険予測トレーニング事業の検討	高齢歩行者等安全推進事業（110箇所で実施）、危険予測トレーニング事業（延べ756人参加）	高齢歩行者等安全推進事業、危険予測トレーニング事業の実施		
高齢ドライバーセーフティースクールの実施	計画					○
	実施状況等	15回	25回	30回	35回	

○地域で支える交通安全活動の推進

- **交通安全指導員と連携した交通安全教育を年10,063回実施**するとともに、地域の代表者に参加を求めて交通事故現場診断などを実施し、その結果を道路改良や交通安全施設の充実に反映させるなどして地域全体で交通安全活動を推進した。
- 交通事故の削減のため、**危険箇所の改善を目指す交通診断を31箇所実施**した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域で支える交通安全活動の推進 交通安全指導員と連携した交通安全教育の実施	計画					○
	実施状況等	9,300回	9,400回	9,500回	9,600回	○
交通診断の実施	計画					○
	実施状況等	40回	40回	40回	40回	○
		交通診断実施39箇所	交通診断実施31箇所	交通診断実施51箇所		

(2) 交通事故防止対策の推進

○歩行者に優しい安全確保対策

- 歩行者保護を重点とした交通安全教育及び指導取締り、広報啓発等により交通弱者の視点に立った交通警察活動を展開した。
- 歩行者及び自転車が安心して通行できるようにするため、「あんしん歩行エリア」において、信号機のLED化、横断歩道の高輝度化等の安全対策を実施した。
- バリアフリー新法に基づき、伊東市などが策定した基本構想に沿って、音響機能などにより横断歩行者を誘導する装置を信号機に設置したほか、静岡市内では、横断歩道へエスコートゾーンを設置し、高齢者、障害者等の移動上における安全性向上の促進を図った。
- 高度道路交通システム（ITS）を実現するため、光ビーコンと車両感知器を有する車両との双方向通信により、ドライバーに対してリアルタイムな交通情報を提供した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
パリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備	計画					○
		94.8%	97.4%	100%		
	実施状況等	95.3%	100%	100%		

○高齢運転者事故防止対策

- 追突事故や出合頭事故の抑止を図るため、視認性に優れているLED灯器の設置を行うとともに、夜間における視認性が優れている高輝度標識及び自発光標識の設置を推進した。
- 運転適性検査の充実**により、加齢による身体機能の低下や個々の運転特性を自覚させるとともに、臨時適性検査による不適格な運転者の排除を進めた。
- 運転免許証の自主返納制度の効果的な運用**を推進するため、運転経歴証明書に関する道路交通法改正に備え、広報活動及び相談受理体制の整備を実施し、自主返納数は、前年度の2倍以上となる5,598件となった。
- 県タクシー協会等に優遇措置を働きかけた結果、同協会等の協力により、運転免許を自主返納した高齢者対象の「タクシー運賃割引サービス」が開始された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高齢運転者事故防止対策	計画		講習などの充実、運転免許証の自主返納制度の効果的な運用			○
	実施状況等	交通安全教室 1,935回 高齢者の運転免許証の 自主返納数 2,221件	交通安全教室 1,665回 高齢者の運転免許証の 自主返納数 5,598件	講習などの充実、運転 免許証の自主返納制度 の効果的な運用		

○自転車総合対策

- 県及び市町の教育委員会と連携して、小学生を対象とした交通安全教育等を行った上、一部の**希望校の児童に対し自転車運転免許証を交付**する「自転車免許制度実施校」を40校に拡大するなど、小学生の自転車の安全利用を推進した。
- 自転車に係る交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、道路管理者と連携して自転車専用通行帯などを設置するなど、自転車の通行環境の整備を実施した。
- 生活道路における安全性の向上と交通事故の抑止を図るため、道路管理者と連携し、細街路交差点を対象に、一時停止や横断歩道を新設するなどの安全対策を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
自転車免許制度実施校の拡大	計画					○
		38校	40校	45校	50校	→
	実施状況等	37校	40校	67校		○

○悪質・危険運転者排除などの対策

- 地理情報システムを活用して、交通事故の発生実態に基づく交通指導取締りを推進し、飲酒運転、無免許運転等を含む交通違反33万9,546件（前年比2,591件増加）を検挙した。
- 飲酒運転により965件を検挙し、飲酒運転者への車両提供などの背後責任を追及して10件を検挙した。
- 総合的な暴走族対策を推進するため、道路交通法などを適用して、逮捕者59人（前年比12人増加）を含む357人（前年比79人減少）を検挙した。
- 処分者講習の充実を図り、悪質・危険運転者に対する資質の向上、安全意識の浸透、安全運転行動の習熟等、質の高い講習を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
飲酒運転根絶に向けた活動の推進	計画		厳正な処分、広報活動の充実			○
		取り締り件数 飲酒運転928件 背後責任13件	取り締り件数 飲酒運転965件 背後責任10件	厳正な処分、広報活動の充実を推進		○

○新東名高速道路供用開始に伴う各種対策

- 新東名高速道路の供用開始にあわせ、安全で円滑な交通環境を確保するため、道路管理者と連携した交通安全対策、人員装備等の体制強化を図った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

凶悪事件や組織的な窃盗犯罪をはじめ、組織犯罪、振り込め詐欺等に対して、各方面との情報の共有化・働きかけを行い、早期に兆しをとらえ、対策を戦略的に推進する。

施策の方向		(1) 犯罪対策の推進				
目的	重要犯罪や知能犯罪、侵入窃盗犯罪の検挙対策をはじめ、暴力団や来日外国人等による組織犯罪の取締りを推進し、県民が安全で安心して暮らせる社会を創造する。					
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況	
刑法犯認知件数		(H21) 41,069件	(H23) 35,900件	(新)31,000件 以下 (現)37,000件 以下	A	

参考指標	経年変化			推移
重要犯罪認知件数	(H21) 444件	(H22) 377件	(H23) 330件	↗
振り込め詐欺認知件数	(H21) 259件	(H22) 187件	(H23) 154件	↗

施策の方向

(2) テロ等への的確な対応

目的

官民協働による取組により、「テロ、ゲリラ」などを未然に防止し、県民が安心して生活できる安全な社会を実現する。

	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
テロ等の発生件数	(H21) 0件	(H23) 0件	0件	B ⁺	

参考指標	経年変化			推移
他機関との合同によるテロ対策訓練回数	(H21) 31回	(H22) 32回	(H23) 32回	→

施策の方向

(3) 警察活動基盤の強化

目的

治安維持にあたる警察力を十分に発揮させるため、活動基盤である組織体制、警察施設、現場執行力を強化する装備資機材の計画的な整備を推進する。

	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
刑法犯認知件数	(H21) 41,069件	(H23) 35,900件	(新)31,000件 以下 (現)37,000件 以下	A	

参考指標	経年変化			推移
警察官一人あたりの負担人口 (負担人口の多い方からの全国順位)	(H21) 627人 (10位)	(H22) 623人 (10位)	(H23) 619人 (11位)	↗

2 進捗評価

- 重要犯罪や組織的な窃盗犯罪をはじめ、暴力団、薬物・銃器犯罪、振り込め詐欺等に対する関係機関と連携した検挙、予防活動等による犯罪対策の推進及びテロの未然防止を推進した。
- また、警察署再編整備計画に基づく袋井警察署の開設や治安情勢に的確に対応するための「未解決重要事件捜査係」の新設等、弾力的・効果的な組織体制を整備し、警察活動基盤の強化を図った。
- その結果、「刑法犯認知件数」は、平成23年は35,900件と9年連続で減少し、目標とする37,000件以下を達成するなど、治安回復の成果があがっている。また、国際海空港における水際対策や重要施設等の警戒警備の徹底などにより「テロ等の発生件数」も0件に抑えることができており、犯罪発生を抑える警察力の強化は進んでいる。

3 今後の施策展開

- 県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、凶悪事件や組織的な窃盗犯罪をはじめ組織犯罪、振り込め詐欺等に対して、各方面との情報の共有化・働きかけを行い、早期に兆しを捉え、対策を戦略的に推進することが必要である。
- 刑法犯認知件数は、9年連続で減少するなど、成果があがっているものの、依然として、凶悪事件、高齢者を対象とした振り込め詐欺事件等の発生が後を絶たない状況である。
- こうしたことから、社会経済や犯罪情勢の変化に配意しつつ、継続して、関係機関等との連携を強化し、**各種犯罪に対する徹底した検挙活動や先制的な予防活動を推進**するとともに、**警察活動基盤の強化**に努めるなど、各対策を戦略的に推進して、犯罪発生を抑える警察力の強化を図る。

4 取組の実績

(1) 犯罪対策の推進

○重要犯罪等に対する捜査の強化

- 連続して発生する街頭犯罪には特捜イーグル（街頭犯罪捜査係）などを早期に投入した事件検挙、連続発生の重要犯罪には情報分析支援システムなどを活用した多角的事件分析を行い、その結果に基づき組織的対応をし、被疑者検挙に結びつけた。なお、県民の治安に対する不安に直接影響を及ぼす重要犯罪の認知件数は、前年比12.5%減少し、**検挙率は9.8ポイント上昇**した。重要犯罪に対する捜査の強化として、犯罪死の見逃し防止のため、検視官の増員など検視体制の強化を図った結果、臨場率が前年比13.2%上昇した。
- 振り込め詐欺に対する継続した取締活動及び予防活動を推進した結果、認知件数は154件と減少（前年比17.6%減少）したが、被害金額は約2億6,600万円と約7,100万円増加（同36.5%増加）した。また、金融機関と連携し、来店者への声かけを徹底し、83件（前年比57件増加）、1億5,000万円余の詐欺被害を阻止した。
- 連続発生する窃盗事件の分析、検挙被疑者に対する取調べの徹底等を推進するとともに、各警察署及び関係都道府県警察と積極的な情報交換を実施し合（共）同捜査を推進した結果、大型トラックなどを対象とした広域自動車盗事件、広域出店荒し事件等を検挙した。
- 千葉県警との合同捜査により、大学生のアパートを狙った換気扇フィルター取付け販売業者による悪質商法事件を検挙したほか、高齢者を狙った耐震補強名下の詐欺事件及び暴力団が関与するヤミ金融事件を検挙した。また、富士山麓クリーン作戦を継続展開し、県警ヘリコプターを活用したパトロールによる廃棄物不法投棄等の取締りを強化した。
- 静岡・茨城・千葉・広島・熊本県警の合同捜査により、大手ポータルサイトを騙ったフィッシングによる大量のクレジットカード情報を悪用した組織的な不正アクセス・詐欺事件被疑者を検挙した。また、サイバーテロ対策として、重要インフラ事業者（7分野15事業者）との連携強化を目的とする「静岡県警察サイバーテロ対策協議会（平成22年10月設立）」を基盤に、サイバーテロ対処シミュレーション訓練やサイバー情勢に関する国内有識者による講演の実施、定期的なサイバーテロ対策通信の発行及び重要インフラ事業者に対する個別訪問等による注意喚起、情報交換等を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
重要犯罪等に対する捜査の強化	計画		検挙率の向上			○
		検視体制の強化 各種事件の発生状況や連続発生する事件の情報提供の促進				○
	実施状況等	・重要犯罪検挙率5.6ポイント上昇 ・県警ホームページに、公開指名手配被疑者の顔写真を掲載	・重要犯罪検挙率9.8ポイント上昇 ・県警ホームページに、公開指名手配被疑者の顔写真を掲載	・重要犯罪被疑者を検挙するための捜査活動の強化 ・犯罪捜査に対する県民の理解と協力の確保		○

○総合的な組織犯罪対策の推進

- 犯罪組織の弱体化及び壊滅を目的に収集・集約した組織犯罪情報を分析した上で、関係所属間で情報を共有した。また、犯罪組織の実態解明と戦略的な捜査方針の樹立を目的とした会議を随時開催し、暴力団共生者による組織的背任事件などを合同捜査により検挙するとともに、暴力団共生者によるスロット賭博事件の検挙及び犯罪収益の没収を実施した。
- 暴力団構成員等の検挙については、特に山口組及び稻川会に的を絞り、資金源を対象とした取締りを実施し、**暴力団構成員等を計912人検挙**した。また、平成23年8月には、「静岡県暴力団排除条例」が施行されるとともに、暴力団排除支援団体を3団体増設した。
- 名古屋税関清水支署との合同捜査により、イギリスから国際郵便で大麻を密輸した大学英語非常勤講師を麻薬特例法違反で検挙するなど、水際対策を推進した。国際犯罪組織の実態解明を推進するとともに、来日外国人犯罪に関する情報収集に努め偽装結婚事件、地下銀行事件等来日外国人犯罪1,573件403人を検挙した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
暴力団犯罪対策	計画	暴力団排除支援団体の拡充と取締りの継続的な推進				○
		暴力団排除支援団体（暴力追放推進協議会など）を年間2団体増設				
	実施状況等	・暴力団犯罪検挙 件数1,243件 検挙人数900人	・暴力団犯罪検挙 件数1,141件 検挙人数912人	・暴力団犯罪の徹底検挙の推進	・暴力団排除支援団体の増設	
		・暴力団排除支援団体の増設0件	・暴力団排除支援団体の増設3件			

(2) テロ等への的確な対応

○テロ関連情報の収集と取締り

- 国際海空港において、入国管理局、税関、海上保安庁等の関係機関と連携して、積極的な情報交換、合同調査等の**水際対策を推進**した。
- 爆発物によるテロの未然防止を図るため、関係事業者、団体等参加による「平成23年度静岡県爆発物原料取扱事業者連絡会」を開催したほか、警察、税関、海上保安庁等関係機関と合同で**「平成23年度田子の浦港テロ対策合同訓練」を実施**した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
テロ関連情報の収集と取締り	計画		情報収集の強化と取締りの推進			○
			関連機関・団体等との連携によるテロ対処訓練の実施			○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・入国管理局等と連携した水際対策を推進 ・関係機関合同で「平成22年清水港テロ対策合同訓練」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・入国管理局等と連携した水際対策を推進 ・関係機関合同で「平成23年田子の浦港テロ対策合同訓練」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携したテロ対策訓練、連絡会等を実施して、水際対策を強化 		

○重要施設等の警戒警備

- 静岡空港、浜岡原子力発電所等の重要施設、公共交通機関等に対する恒常的な警戒警備を実施した。また、東日本大震災に伴う国内の治安情勢及びイスラム諸国や朝鮮半島等における海外の治安情勢に応じて、県内の関係施設等に対して、**管理者との連携を強化**するとともに**警戒警備を徹底**した。
- 銃器対策部隊、爆発物処理班等のテロ対策部隊は、有事に備え、常に装備資機材の点検整備を行うとともに、反復継続した訓練により知識・技能の習熟と向上に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
重要施設等の警戒警備	計画		警戒警備の継続的な推進と施設管理者との連携強化			○
						○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・A P E C 警備等の訓練を実施し、施設管理者や関係機関との連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者との連携強化 ・治安情勢に即応した弾力的かつ効果的な警戒警備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国育樹祭警衛警備の万全、その他治安情勢に即応した弾力的かつ効果的な警戒警備の実施 		

(3) 警察活動基盤の強化

○プロ集団としての警察組織づくり

- 殺人などの凶悪犯罪に関する公訴時効が廃止されたことに伴い、未解決重要事件の早期解決を目的として、捜査第一課に「未解決重要事件捜査係」を新設し、また、地震に伴う大津波が発生した際の初動態勢の確立など、津波対策の強化を図るため、災害対策課に「津波対策係」を新設した。
- 各種事件現場を想定した**初動対応訓練や実戦的教養**、卓越した知識・技能を有する伝承官、技能指導官等による若手職員の指導・育成、警察学校などにおいて幹部の指揮能力向上や高度な捜査力向上のための**各種専門的教養を実施**し、職員個々の能力向上に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
現場執行力の強化に向けた教養の推進	計画		優れた知識・技能の伝承教養の継続的な実施			→
	実施状況等	・初動対応訓練や実践的教養を実施 ・伝承教養の実施 ・専科教養の実施	・初動対応訓練や実戦的教養を実施 ・伝承教養の実施 ・専科教養の実施	・各教養の内容の充実		○

○活動基盤の充実

- DNA資料採取の最新技術普及を目的とした実戦塾の開催及び新たな採取技術等の開発を目的とした鑑識技術研究発表会を開催した。また、警察庁情報管理システムによるDNA型照会業務を積極的に行い捜査に活用した。
- 平成23年4月に袋井警察署の新設及び森警察署の分庁舎化を実施し、**裾野警察署は、庁舎建築工事に着手した**。あわせて、(仮称) **浜松西警察署は継続して用地選定作業を推進した**。また、駅前再開発、道路拡幅等に伴い交番3か所、駐在所1か所の建て替えを実施した。
- 職員を対象としたOA教養や情報処理能力検定を実施し、情報処理能力の向上に努めるとともに、自動暗号化ソフト及びコンピューター・ウイルス対策ソフトの導入の徹底を図り、情報セキュリティ対策の強化を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
警察署の整備	計画	袋井警察署の新設	4月開署			
		森警察署の分庁舎化				
		(仮称)裾野警察署の新設		建設		
		(仮称)浜松西警察署の新設		準備作業	4月開署	
	実施状況等	・袋井警察署の新設 ・森警察署の分庁舎化 ・(仮称)裾野警察署の設計を実施 ・(仮称)浜松西警察署の用地選定作業	・(仮称)裾野警察署庁舎建築工事着手 ・(仮称)浜松西警察署の用地選定作業	活動基盤となる警察署の建設、用地選定作業の推進		○
交番・駐在所の整備	計画		経過年数及び老朽化等を考慮し、計画的に建替			
	実施状況等	・交番2箇所の建替えを実施	・交番3か所、駐在所1か所の建替えを実施	活動基盤となる交番の計画的な整備の推進		

4-3 地域主権を拓く「行政経営」

1 戦略の目標と体系

本県が将来にわたり持続的に発展していくため、これまでの国と地方との関係を根本から見直して、中央集権から地域主権への転換を図り、積極的に権限移譲を行いながら、自らの責任において独自の施策を推進する自立した“ふじのくに”を目指す。

この実現に向け、県民が行政に参画しやすい環境づくりや市町の自立の促進を図りながら、多様化、高度化する県民の行政需要に的確かつ柔軟に対応した取組を進めるとともに、時代を切り拓く施策を開していく。

地域主権を拓く「行政経営」

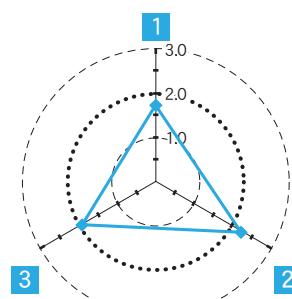
- 1 透明性の高い行政運営
- 2 効果的で能率的な行政運営
- 3 未来を見据えた戦略的な行政運営

2 数値目標の達成状況

戦 略 の 柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 透明性の高い行政運営			1	1			
2 効果的で能率的な行政運営		3	1	1			
3 未来を見据えた戦略的な行政運営		2	1	1	1		
計		5	3	3	1		

- “ふじのくに”づくりの実現に必要な財源捻出額や県政への関心を示す個別広聴受理件数は着実に増加するなど、行政運営の透明性や戦略性を示す主な指標は、目標達成に向けておおむね順調に推移している。
- 県から市町への権限移譲対象法律数が日本一を維持しているほか、指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数が目標を上回るなど、効果、能率性を示す指標も高い水準にある。

《戦略の柱ごとの達成状況》





3 取組の実績

戦 略 の 柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 透明性の高い行政運営		2	
2 効果的で能率的な行政運営		6	
3 未来を見据えた戦略的な行政運営		3	
計		11	

- ホームページの見直しや出前講座の実施、行政情報の新たな公表など、県民の知りたい情報を分かりやすく提供したほか、タウンミーティングの実施、県民参加型の事業仕分けなど、多くの県民からの意見聴取を行い、県政の透明性の向上に努めた。
- 「ふじのくに権限移譲推進計画」に基づき、市町の意向を踏まえた権限移譲を行ったほか、外部の視点を踏まえた外郭団体の検証と見直し、指定管理者制度における運用面での改善など、効果的で能率的な行政運営に向けた基盤を整備した。
- キャリア開発研修の実施など計画的な人材育成を推進したほか、補助金の見直しなどによる歳出のスリム化、「ひとり1改革運動」等による改革・改善への取組など、戦略的な行政運営を推進した。



4 進捗評価

- 本戦略の目標を達成するため、平成22年度に策定した「静岡県行財政改革大綱」に基づいて行財政改革を進めており、大綱に盛り込んだ具体的取組のうち、平成23年度までに取組を開始すべきとした319項目全てに着手した。
- 行政情報の積極的な公表など効果的で分かりやすい情報提供への取組、県民参加型の事業仕分けも含め県民の意見を聞くための手法の充実など、県民のこえの的確な把握につながる取組を拡大してきている。透明性を高めるこうした取組の成果が、「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」の増加にも反映したものと考えられる。
- 「権限移譲」や「同規模県と比較した人口1万人当たりの県職員数」、「新規・拡充事業等のための財源捻出」などの数値目標は、行財政改革の様々な取組の成果が現れてくるものであるが、「静岡県行財政改革大綱」などに基づく新たな取組や見直しを積み重ねていくことで、目標の達成は可能であると思われる。



5 今後の方針

- 「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は増加したが、依然として目標を下回っていることから、様々な広聴事業を実施するとともに、県民参加型の事業仕分けの手法を活用するなど、**より多くの県民が県に意見を伝えることができる手法の検討や環境づくり**を進め、更なる行政の「透明性の向上」に取り組む。
- また、財政の健全性を維持しつつ、総合計画の推進等に必要な財源を捻出するためには、一層の歳出のスリム化、歳入の確保を進める必要がある。
このため、総合計画を下支えする行政経営の方針と具体的な取組を取りまとめた**「静岡県行財政改革大綱」の毎年度の的確な進捗管理**に努める。また、「静岡県行財政改革推進委員会」において、外部の視点による取組状況の検証や新たな課題についての検討を行い、「“ふじのくに”の自立」の実現を目指す。
さらに、数値目標や取組が前倒しで達成できるよう、一層スピード感を持って改革に取り組んでいく。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

地域主権の実現には、県民が行政への理解を深め、積極的に参加することが不可欠であることから、県の行政情報が入手しやすく、分かりやすく、また県に意見が言いやすい環境を整備していく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
県政に関心がある県民の割合	(H21) 57.3%	(H24県政世論調査) 62.7%	66%	B
県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合	(H21) 7.4%	(H24県政世論調査) 14.8%	20%	B-

参考指標	経年変化			推移
県のホームページの年間アクセス件数	(H21) 5,068万件	(H22) 5,540万件	(H23) 5,466万件	→
県政タウンミーティング開催回数	(H21) 171回	(H22) 201回	(H23) 193回	→
個別広聴受理件数	(H21) 1,933件	(H22) 5,036件	(H23) 6,332件	↗
「政策形成過程情報の公表」及び「県民意見提出手続」の実施件数	(H21) 21件	(H22) 53件	(H23) 43件	→

2 進捗評価

- 職員出張旅費の公表といった行政情報の新たな提供なども含め、効果的で分かりやすい情報提供を進めたことにより、県のホームページの年間アクセス件数は平成21年度の約5千万件から1割程度増加するなどの成果が見られ、平成24年度に実施した県政世論調査でも「県政に関心のある県民の割合」は順調に推移している。一方で若年層の県政への関心度が低かったことから、若年層をターゲットとするフェイスブックなどのソーシャルメディアを活用した広報を実施していく。
- 「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は大きく増加するなど、県に寄せられる意見数は年々増加しており、個別広聴受理件数で見ると東日本大震災に関する意見が多数寄せられたこともあり、平成21年度との比較では3倍以上の件数となっている。今後も様々な広聴事業を積極的に展開し、県民が意見を寄せやすい環境づくりを進め、目標達成を目指していく。
- 県民参加型の事業仕分けにより、多くの県民評議者から寄せられた改善意見を、平成24年度当初予算に反映させた。県の事業に対する理解の向上や、県に意見を伝える機会が創出されるなど、行政の透明性を高める手法として有効であり、平成24年度は県民参加の更なる拡大を図った。

3 今後の施策展開

- 県政に対する県民の理解を促進するため、県政における重要な情報や県民の関心が高い情報の提供を充実させていくことが重要である。
このため、「**分かりやすい文書づくり運動**」の展開や、**提供する行政情報の拡充や提供方法の充実など行政情報の積極的な公表**に取り組み、「**見える県政**」を実現するための取組を一層推進していく。
- 「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は大きく増加したものの、伝えなかった人の理由として「伝えても無駄」が5割を超え、「伝える方法を知らなかつた」も約1割を占めている。
意に沿わない回答となる場合でも県の考え方を丁寧に説明することなどが県への信頼を高めることにつながるため、職員研修等を通じた職員の対応能力の向上を図るとともに、知事や幹部職員による県民との直接対話の場の創出や県民のこえ意見箱の設置箇所の拡大等、**広聴手段の充実とその周知に努め、県民が意見を伝えやすい環境づくり**を進めていく。
- 事業仕分けについては、平成23年度の成果を踏まえ、より多くの県民が参加して、意見を伝えることができる効果的な手法としていく必要がある。
このため、平成24年度は県民評価者の募集人数を拡大させるとともに、事業の選定に県民評価者が参加するなど、一層の県民参加を図ったところであるが、今後も県民参加型の行政評価についてより効果的な実施方法を検討し、県民と県との相互理解と信頼感の向上に努める。

4 取組の実績

○効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進

- 「分かりやすい文書づくり運動」において、県が作成した文書に関するアンケート調査を、インターネットモニターや事業関連団体を対象に実施した結果、県が作成した文書を読んで、「分かりやすい」と「どちらかといえば分かりやすい」と感じる人の合計の割合が約4割、「分かりにくい」と「どちらかといえば分かりにくい」と感じる人の合計の割合が約2割であった。また、文書の堅苦しさや回りくどさに親しみにくさを感じ、文書の長さや使用する言葉に分かりにくさを感じることなど、職員が気づいていない分かりにくさの原因が判明したことから、アンケート調査の結果を「文書だより」に登載し、全職員に周知を図った。
- 県政における重要な情報や県民の関心が高い情報などを積極的に提供する県ホームページについては、アクセシビリティ（高齢者や障害のある人なども含めて、誰もがホームページで提供されている情報を支障なく入手できること）に関するJIS規格の改正に対応したガイドラインを策定し、このガイドラインに沿ったページづくりを全庁的に進めた。
- また、ホームページからの動画による県政情報として、ユーチューブを動画サーバーとする運用を本格的に開始し、知事記者会見や県政ニュースなど約700件の動画を配信したところ、県ホームページ及びユーチューブの動画サイトへのアクセス数は約19万件と前年の4.5倍となった。
- 県の基幹広報である広報紙「県民だより」については、より読者の意見や要望を踏まえた紙面づくりを行う上での参考として、平成23年12月号を対象に、読みやすさ等、詳細なアンケート調査を実施したところ、「読みやすい」が29.3%、「普通」が62.3%、「読みにくい」が6.4%であった。「読みにくい」の理由としては、「文章表現が難しい」が30.1%、「文字が小さい」が25.3%等であった。
- また、地域の様々な分野で活躍する県民を紹介する新コーナー「輝く士民」を開始し紙面内容の充実を図るとともに、新聞を購読しない若年層をねらって、スマートフォン等で閲覧できる電子ブック版「県民だより」をスタートした。
- 県民の県政に対する理解を促進するため、職員が地域に赴き県施策などを説明する出前講座を77講座設定し、1,085回開催、全体で81,283人の参加を得た。特に、県内各地で開催した防災講座には東日本大震災を契機とする防災意識の高まりから3万人を超える参加者があった。
- 新たな行政情報の提供として、定例幹部職員会議の資料に加え、平成23年度分として計29万件余の県職員の出張旅費情報をホームページで公表した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
効果的に分かりやすい情報提供	計画	分かりやすい行政文書作成に向けた運動の展開				→
		より多くの人に見てもらえるような県民だよりとホームページの検討と実施				→
		出前講座の実施				→
		職員出張旅費の公表準備	職員出張旅費の公表開始			
		他の情報について情報提供の拡充検討	他の情報について情報提供拡充			→
	実施状況等	○分かりやすい文書 ・文書管理者対象の研修会開催 (H23.2)	○分かりやすい文書 ・文書事例収集・分析 ・アンケート調査実施 ・文書審査体制整備 ・文書だより発行	○分かりやすい文書 ・文書審査主任の指名 ・文書審査主任用審査資料の作成 ・職員用文書作成手引の作成、配付		○
		○県民だより：若年層に見てもらう方策を検討 ホームページ：23年2月にトップページをリニューアル	○県民だより：モバイルサイト作成、民間サイトへバナー広告掲出、県民出演の新コーナー開始 (H23.3)、電子ブック版の開始 (H23.12) ホームページ：新ガイドライン策定 (H23.10)	○県民だより：親しみやすいキャラクターを活用した新コーナーの開始 ホームページ：新ガイドラインによるページ策定		
		○出前講座：各部局において87講座、751回開催	○出前講座：各部局において77講座、1,085回開催	○出前講座：各部局において多様な講座を開催		
		○出張旅費の公表 ・出張旅費情報公表システム開発	○出張旅費の公表 ・担当者説明会開催 (H23.6) ・ホームページ上で公表開始 (H23.7.25)	○出張旅費の公表 ・前年度の取組を踏まえて、PDFファイルで公表		
		情報提供拡充 ・府内関係課での検討 ・幹部職員再就職状況公表 (H22.8)	情報提供拡充 ・規則、審査基準策定時にパブリックコメントを原則実施 (H23.4) ・定期幹部職員会議資料公表 (H23.6.14)	情報提供拡充 ・府内関係課に対して、規則等策定時におけるパブリックコメントの原則実施や情報提供施策の拡充を徹底		

○県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進

- 知事が地域に出向き意見交換を行う知事広聴を5回、県幹部職員等が地域に出向き意見交換を行うタウンミーティングを193回開催するとともに、県民の意識や意向を把握する県政世論調査、インターネットモニター調査を時宜にかなったテーマで実施し、県政への反映に努めた。
- 電話、電子メール、FAX、県民のこえ意見箱など県民が意見を寄せる様々な手段を提供し、県民から隨時寄せられる意見等の件数は年々増加しており、特に設置箇所を拡大した県民のこえ意見箱からの意見数は大きく増加している（平成21年度設置17箇所、意見数141件→平成23年度88箇所、631件）。

- 「政策形成過程情報の公表」及び「県民意見提出手続」については、新たに規則等の策定時に県民意見提出手続を原則実施することとし、規則等策定時5件の県民意見提出手続（パブリックコメント）を含め、43件を実施した。
- 道路、河川海岸、港湾、空港、まちづくり、公園等の社会資本分野において、地域住民とのワークショップなどによる意見交換を行い、住民意見を反映した整備を進めた。
- 事業仕分けにおいては、有識者等からなる専門委員と県職員の議論を聞いた上で、無作為抽出で選ばれた県民112人が事業の判定や改善提案を行う県民評価者方式を新たに導入した。また、インターネットによるライブ中継や意見募集を行うなど、県民参加が大幅に拡大した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県民のこえや現場の こえなどの的確な把握	計画	より多くの県民の意見を聞くことができるタウンミーティングの実施方法の検討				→
		県民のこえ意見箱設置箇所の拡大（全市町）				→
	実施状況等	タウンミーティング：各部局において201回開催 実施方法の検討のため、各部局へのアンケート調査を実施	タウンミーティング： 193回開催 ・対応者を本庁課長等に拡大 ・意見への対応を県ホームページへ掲載	タウンミーティング： 開催計画を積極的に報道機関へ情報提供 各部局において200回の開催を計画、県ホームページに掲載	タウンミーティング： 開催計画を積極的に報道機関へ情報提供 各部局において200回の開催を計画、県ホームページに掲載	○
		県民のこえ意見箱：新たに県の主要施設や全市町庁舎に設置（前年度より71箇所増の88箇所に設置）	県民のこえ意見箱： 24年度に2施設への新設が決定	県民のこえ意見箱： 24年4月に2施設へ新規に設置		

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

市町の行財政基盤の強化を支援し、地域が自立した独自の行政運営ができるよう体制を整備する。あわせて、簡素で効率的な県の組織づくりを進めるとともに、県民サービスの向上に努め、効果的で能率的な行政運営を推進する。

施策の方向

(1) 地域が自立できる行政体制の整備

目的	市町と県の役割分担を整理し、市町への権限移譲を進めるとともに、行財政基盤の強化を支援し、地域が自立できる行政体制を整備する。また、地域住民や市町とNPO等との協働、連携を促進するなど、地域の自立を図っていく。
----	--

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
------	-----	-----	-------	------

県から市町への権限移譲対象法律数	(H21.4.1) 日本一 (120本)	(H24.4.1) 日本一 (120本)	日本一	B ⁺
------------------	----------------------------	----------------------------	-----	----------------

※地域主権推進一括法の成立に伴い、9法律が条例移譲から法定移譲に振り替わった。

参考指標	経年変化			推移
条例による移譲法令数・事務数（累計）	(H21) 205法令 2,566事務	(H22) 206法令 2,597事務	(H23) 214法令 2,749事務	↗
地方債協議制上の許可団体数（実質公債費比率が18%以上の市町数）	(H21) 2	(H22) 1	(H23) 1 (速報値)	→
将来負担比率が早期健全化基準（350%、政令市は400%）以上の市町数	(H21) 0	(H22) 0	(H23) 0 (速報値)	→

施策の方向

(2) 簡素で能率的な組織

目的	迅速な意思決定や施策展開が可能な簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。あわせて、外郭団体については、一層効果的で能率的な活用に努める。
----	---

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
------	-----	-----	-------	------

人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位	(H22.4.1) 7位 (62.51人)	(H23.4.1) 6位 (61.10人)	5位以内	B
同規模県（人口200万～500万人規模）と比較した人口1万人当たりの県職員数	(H22.4.1) 最少 (15.16人)	(H23.4.1) 最少 (15.12人)	常に最少	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
人口1万人当たりの県職員数の全国順位	(H21.4.1) 7位 (15.39人)	(H22.4.1) 8位 (15.16人)	(H23.4.1) 8位 (15.12人)	→
人口1万人当たりの市町村職員数の全国順位	(H21.4.1) 4位 (47.96人)	(H22.4.1) 4位 (47.35人)	(H23.4.1) 4位 (45.97人)	→
一般行政部門における県・市町村職員数	(H21.4.1) 23,910人	(H22.4.1) 23,567人	(H23.4.1) 22,977人	↗
一般行政部門における県職員数	(H22.4.1) 5,911人	(H23.4.1) 5,878人	(H24.4.1) 5,832人	↗
外郭団体数	(H22.4.1) 28団体	(H23.4.1) 27団体	(H24.4.1) 25団体	↗
外郭団体常勤役職員数	(H22.4.1) 455人	(H23.4.1) 399人	(H24.4.1) 368人	↗

施策の方向		(3)県民サービスの向上				
目的	民間事業者の創意工夫の積極的な活用や、県民本位の視点に立った不断の改革・改善により、質の高い行政サービスの提供に努める。					
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況	
指定管理者制度を導入している公の施設（25施設）の利用者数		(23施設H18～21年度平均) 約497万人	(H23) 約621万人	600万人/年	B ⁺	
NPO法人の事業費		(H20) 149億円	(H22) 156億円	年間200億円	B ⁻	

参考指標	経年変化			推移
ひとり1改革運動の取組件数のうち県民満足度の向上に係る取組	(H21) 8,092件	(H22) 8,359件	(H23) 8,013件	→

2 進捗評価

- 地域の自立に向けて、権限・財源・人材の三位一体による権限を移譲する「ふじのくに権限移譲推進計画」に基づき、市町に対する積極的な情報提供や意見交換を行いながら、法定移譲事務を含む事務の移譲に継続して取り組んでおり、その結果、権限移譲対象法律数日本一という目標達成に向けて、順調に推移している。
- 地域主権改革や地域課題に的確に対応できる市町の体制強化のため、機関等の共同設置に関する先進事例の紹介や手引書を配布するなどの支援、また、効果的な行政運営のための各種施策を進める上で県と市町の連携を図っている。なお、地方債協議制上の許可団体が1団体あるものの、全体として実質公債費比率は改善方向にあり、将来負担比率についても問題のある団体はない。
- 県庁組織においては、総合計画の目標達成に柔軟に対応できる組織改編や、職員の適正配置を行うほか、外郭団体についても、外部の視点を踏まえて見直し状況の検証を行い、同規模県と比較した県職員数は最少を維持するなど、県の担うべき役割を踏まえた、簡素で能率的な組織づくりが進んでいる。
- 指定管理者制度の導入により、利用者数の増加や管理経費の節減等に一定の成果をあげており、また、各施設の安全対策への支援など、既存の制度における運用面での改善を行っている。さらに、「ひとり1改革運動」等の推進により、県民サービスの向上に向けた取組は順調に推移している。

3 今後の施策展開

- 権限移譲の一層の推進に当たっては、受け皿となる市町の行財政基盤の強化を支援していく必要がある。
このため、三位一体による権限移譲の推進に加え、自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援や機関等の共同設置など市町が推進する広域連携に対する支援を行い、地域が自立できる行政体制の整備に取り組んでいく。
- 組織の見直しについては、国、県の権限移譲に的確に対応していくほか、県で対処すべき新たな課題にも適切に対応していく必要がある。
このため、権限移譲や県が担うべき役割を踏まえた組織・職員の配置の在り方を検討し、簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。

- 外郭団体については、本県の行政経営の指針である「行財政改革大綱」に示す見直しの方向性の具体化を図る必要がある。
このため、引き続き毎年度の進捗状況を評価するとともに、大綱の計画期間内に全団体に対して、**外部の視点を取り入れた検証**を行う。
- 今後ますます高度化、多様化する行政需要に的確に対応し、県民に提供する行政サービスの質を向上させていく必要がある。
このため、民間事業者等の創意工夫の十分な活用や、安全対策等の推進など、指定管理者制度における**運用面での改善**に引き続き努めるほか、利用者の視点に立った**行政の業務改善**などにより、更に質の高い行政サービスの提供を図る。

4 取組の実績

(1) 地域が自立できる行政体制の整備

○権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進

- 「ふじのくに権限移譲推進計画」に基づき、**市町の意向を踏まえた権限移譲**を行った。
- 移譲された事務を的確に実施できるような人材の育成等を図るため、県・市町職員人事交流制度により、市町の要請に基づいた県職員の派遣や市町職員の受け入れなどの支援を行った。
- 権限移譲を受けた市町が事務を処理するために必要となる経費については、権限移譲事務交付金により措置し、特に平成23年度からは移譲初年度に加算する初度調弁費を拡充し、研修参加費など円滑な事務処理体制構築に必要となる経費も措置した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
権限受け入れ意向のある事務の移譲	計画	8法令59事務				○
	実施状況等	8法令59事務	24法令258事務	目標数の移譲		
権限移譲を進めるための新しい計画の策定・推進	計画	計画策定		計画推進		○
	実施状況等	ふじのくに権限移譲推進計画の策定	計画の推進	計画の推進		

○地域主権改革や地域課題に的確に対応できる市町の体制強化への支援

- 県内市町へ機関等の共同設置に関する先進的な取組事例の紹介や法定の手続き等を解説した手引書を配付するなどの支援を行った。

○県、市町等の連携による効果的な行政運営の推進

- 県と市町の連携と協働による地域づくりを推進するため、知事と市町長による「地域サミット」や「円卓会議」の開催などを通じて、県と市町の共通意識の醸成を図った。
- 市町からの要請を踏まえ、技術職員等を県から派遣したほか、市町との職員人事交流を行った。
- 「第1次・第2次地域主権推進一括法」における、法令による義務付け・枠付けの見直しに伴い、道路法等3つの法律について、市町等からの意見を聴きながら、本県の実情にあった独自基準を定める条例を制定した。また、市町が基準を定める条例を制定するに当たり、情報提供のほか、意見交換会を開催するなどの支援を行った。
- 県、市町の連携として、地方税滞納整理機構による徴収困難な地方税の滞納整理、個人住民税対策協議会による個人住民税徴収対策の推進などを行った。

- 県と市町が協働することにより効果的・効率的な実施が期待できる事務について、県と市町で情報を共有した上で推進しており、平成23年度末で1,371件の業務で協働を実施中である。また、市町の行政運営に関する相談を一括して受け付け、問い合わせのあった56件全てについて回答した。

(2) 簡素で能率的な組織

○地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

- 総合計画を推進する体制の強化を図るため、平成24年度、健康福祉部福祉こども局を改編し、こども未来局を新設して、少子化対策関係施策を一体的に実施する体制を整備するなど、組織の見直しを行った。
- 平成23年度には、**組織改編に対応しながら職員の適正な配置**に努め、46人の職員を削減した。また、その増減内容について、各種資料やホームページなどにより公表した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域主権推進一括法（第2次）に基づく地域主権推進計画に対応した組織改編	計画			国・市町との調整		○
				県組織の改編		
	実施状況等			法案の成立に伴い必要な事務の見直しを図る中で対応を検討	権限移譲を行った業務に応じ、職員配置の見直しを実施。引き続き対応を検討	

○外郭団体の検証と見直し

- 点検評価表を用いて団体自ら事業や経営状況の検証を行うなど、経営の自立性の向上に向けた取組を促進した。
- 「静岡県行財政改革推進委員会」において、13団体に対して**外部の視点から団体の必要性等についての検証**を行った。
- 平成23年度に(財)静岡総合研究機構、(財)静岡県産業ビルを解散した。特に(財)静岡県産業ビルについては、平成25年11月までと設定した目標を前倒ししての解散となった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
外郭団体の検証と見直し	計画	外郭団体の検証と将来方向性の決定		方向性に沿った取組の推進		○
	実施状況等	全28団体の方向性を決定、うち1団体を解散	・全27団体で点検評価を実施し、行財政改革推進委員会で13団体の外部評価 ・2団体を解散	・全25団体で点検評価を実施し、行財政改革推進委員会で6団体の外部評価		

(3) 県民サービスの向上

○民間の創意工夫を活用した行政サービスの提供

- 専門家等で構成する「指定管理者制度運用検討委員会」を設置し、利用者の安全確保をはじめ、公募・非公募の考え方や指定期間、実績評価の考え方について検討し、運用指針である「**指定管理者制度の手引**」を改訂して、制度運用面での改善を図った。
- 伊豆医療福祉センターで、利用者の処遇向上と拡充を図るため、平成24年3月末に当時の指定管理者((福)恩賜財団済生会支部静岡県済生会)に有償譲渡した。これにより、指定管理者の導入施設数は、43施設となった。
- 県の事業について、**NPO(市民団体、ボランティア団体等含む)、企業、地域住民等と協働**して各分野にわたり実施し、平成23年度は273件、事業費42億7千万円の実績があった。
- 「静岡県社会貢献活動促進基金(愛称：ふじのくにNPO活動基金)」を活用し、「新しい公共」の担い手の一つであるNPOの運営基盤の整備や、寄附募集の取組への支援に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間事業者の創意工夫の活用	計画		指定管理者制度導入への支援			○
	実施状況等	・浜名湖ガーデンパーク、県立三ヶ日青年の家で新たに導入(合計44施設)	・制度説明会の開催 ・指定管理者制度運用検討委員会の検討結果を踏まえ「手引き」を改正し、制度運用面で改善を実施	・改正した「手引き」に基づく制度説明会の開催 ・講習会開催など安全対策の推進		○
NPO等との協働	計画		NPO等との協働の推進			○
	実施状況等	NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査	・NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査 ・協働提案制度開始	・NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査 ・協働提案制度実施		○

○行政サービスの質の向上を図る不断の取組

- 「ひとり1改革運動」の展開により、平成23年度は8,013件の県民満足度の向上につながる取組を実施した。
- 「ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」の推進のため、企業担当者向けの講座の開催や「ひとり1改革運動」のテーマに新たにユニバーサルデザイン部門を設定するなど、全庁的な取組の促進を図った。
- 身体障害者医療に係る審査から判定までの期間の短縮や、国有農地貸付契約の名義変更手続きの簡略化など、行政手続きの短縮化・簡素化により県民負担の軽減や処理の迅速化を図った。
- 認知症介護家族者からの要望に応え、介護者であることを周囲に知らせる全国初の介護マークを作成するなど、県民サービスの向上につながる様々な取組を行った。

1 戰略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

“ふじのくに”の自立に向け、人材の育成や堅実な財政運営に努めていくとともに、時代を切り拓く戦略的な行政運営を推進していく。

施策の方向		(1)次代を担う人材の育成					
目的		数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合		(H21) 54.9%		(H23) 56.6%		60%	B-
中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合		(H21) 66.7%		(H23) 63.9%		75%	C

参考指標		経年変化			推移
職員の能力の職務発揮度を客観的に評価する勤務成績評価（一般職員の5段階評価の平均点）	(H21) — 後期 3.56	(H22) 前期 3.56 後期 3.57	(H23) 前期 3.57 後期 3.58		↗
職員の主体的な能力開発を促し専門性の向上を目指すキャリア開発研修の修了者数累計（修了者割合%）	(H21) 2,753人 (84.8%)	(H22) 3,425人 (95.3%)	(H23) 3,854人 (96.5%)		↗

施策の方向

(2)将来にわたって安心な財政運営の堅持

目的

限られた財源を有効に活用するために、徹底的な行財政改革に取り組み、選択と集中により事業の優先化や重点化を実施し、効果的で能率的な行政運営を実現する。

数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
富国有徳の理想郷 “ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の捻出	(H22当初予算) 187億円	(H22~24当初予算) 503億円		4年間で 600億円	B
県自らがコントロールできる通常債の残高	(H21年度末) 1兆9,610億円	(H23年度末) 1兆8,643億円		上限 2兆円 程度	B+

参考指標		経年変化			推移
経常収支比率 (財政の中期見通し 目標：90%以下)	(H21) 93.3%	(H22) 89.7%	(H23) 94.9%		↘
実質公債費比率 (財政の中期見通し 目標：18%未満に抑制)	(H21) 13.1%	(H22) 14.3%	(H23) 15.3%		↘
将来負担比率 (財政の中期見通し 目標：400%未満に抑制)	(H21) 262.6%	(H22) 251.8%	(H23) 248.2%		↗

施策の方向

(3)時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

目的

県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していくとともに、市町と協働して地域の自立に努めていく

数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
全職員の行財政改革に対する不断の取組（ひとり1改革運動の取組件数）	(H17~21平均) 14,024件	(H23) 14,431件		14,000件/年	B+

参考指標		経年変化			推移
ひとり1改革運動の取組件数のうち新規改革成果	(H21) 2,355件	(H22) 2,209件	(H23) 2,478件		↗
行政経営（評価）に関する研修会に参加した市町数	(H21) 22市町	(H22) 22市町	(H23) 29市町		↗

2 進捗評価

- 「自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合」は上昇している。「中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合」については、異動対象者の意向に合ったポストに限りがあることから、平成23年度は低下した。今後も、「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム（CDP）」に基づく計画的な人材育成や一般職員の勤務成績評価制度の運用、公募制度の活用など、職員の意欲・能力を高め、やりがいを実感できる環境づくりを一層進め、目標達成に向け努力していく必要がある。
- 歳出のスリム化や歳入の確保など徹底した行財政改革に取り組んだ結果、平成24年度当初予算までにおいて、“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源を累計で503億円捻出したほか、通常債の目標残高（目標：上限2兆円程度）を大きく縮減（H21：1兆9,610億円→H23：1兆8,643億円）するなど、目標達成に向けておおむね順調に推移している。
- 「実質公債費比率」及び「将来負担比率」については、目標の範囲内を維持したが、「経常収支比率」については94.9%で目標未達成となった。目標の達成に向けて更なる行財政改革を進める必要がある。
- 「ひとり1改革運動」など、内部における行政評価や改革意識の醸成は順調に進んでいる。加えて、県民参加型の事業仕分けといった新しい手法を取り入れるとともに、「静岡県行財政改革推進委員会」、「指定管理者制度運用検討委員会」を開催するなど、県民や外部有識者による評価や見直しを行うことにより、県民視点に立った行政経営の推進を図った。

3 今後の施策展開

- 地域主権の実現を推進する新たな行財政運営を担う人材を育成する必要がある。
このため、中長期的視点に立って、キャリア開発研修や民間企業等への派遣研修など、職員研修制度の充実に努めていく。特に、勤務成績評価結果を職層や行動区分ごとに分析し、不足している職務遂行能力の伸長を図る研修を行うなど、人事管理と連携した職員研修を実施していく。
- 厳しい財政事情の中においても、将来にわたって安心な財政運営を堅持していく必要がある。このため、県有財産管理の効率化（ファシリティマネジメント）、情報システムの最適化、地方税徴収対策の強化など、歳出のスリム化や歳入確保に取り組んでいくとともに、国に対しては、国・地方を通じた、中長期的に安定的な税財政の枠組みの構築等を提言していく。
- 業務棚卸表を「施策展開表」と改称し、「ひとり1改革運動」とともに新たな展開により活性化を図っていく。また、平成24年度は事業仕分けの県民参加を拡大したが、引き続き県民参加型行政評価の効果的な実施方法を検討し、県民視点に立った成果を重視した行政経営を推進していく。
さらに、「[静岡県行財政改革推進委員会](#)」において、「[静岡県行財政改革大綱](#)」に掲げた取組の検証や評価、一層の改革が必要な課題や時代の変化等による新たな課題についての検討を引き続き実施するなど、不断の行財政改革に努める。

4 取組の実績

(1) 次代を担う人材の育成

○中長期的な視点に立った人材育成の推進

- 職員が主体的に目標を持って能力開発に取り組む「キャリア開発研修」を実施しており、平成23年度からは、30、35、40歳の全職員を対象とした研修を改めて実施することとし、平成23年度は計画の439人に対して415人が修了し、キャリアプラン実現に向けてキャリア計画を再構築した。
- 職員が希望する職務や業務を直接申し出ることができる各種公募制度を活用し、意欲ある人材を66人登用した。
- 専門分野で能力を発揮したいと考える中堅職員の割合が、平成21年度45.5%（5,542人のうち2,523人）から平成23年度47.2%（5,402人のうち2,549人）と上昇する中で、職員の将来のキャリア意向と能力、適性を十分把握し、それを最大限反映した人事異動に努めたが、異動対象者の意向に合ったポストに限りがあることから、中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合が低下した。
- 主体的に能力開発に取り組む職員を研修により支援しており、平成23年度の研修所研修においては、41講座を開講し、延べ2,782人が研修を修了した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
計画的な人材育成 キャリア開発研修 の実施	計画 実施 状況等	第1期研修実施				○
		第2期研修計画策定		第2期研修実施		
		17~22年度累計で3,425人の研修を実施。23年度からは30、35、40歳の全職員を対象とした研修を改めて実施。	23年度は415人が研修を修了	24年度は465人の研修を計画		

○人材と組織の活性化

- 県庁外における様々な交流・体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高めるため、民間企業の社員と議論し交流する講座（県・民間企業若手職員交流講座）を平成23年度新たに開講し、15人が受講した。（民間企業参加者16人）
- 地域外交の推進を支える人材育成のため、海外の機関及び大学などへ職員を派遣した。

○勤務成績評価制度の活用

- 人材育成を推進するため、平成22年10月から一般職員を対象とした勤務成績評価制度を導入し、平成23年度は前期・後期の2回の評価を実施した。
- 職員の士気高揚を図るため、評価結果を平成23年度の勤勉手当から反映するとともに、評価者研修会を実施し、評価者能力の向上に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
勤務成績評価制度の活用 一般職員の勤務成績評価制度の実施	計画	試行 →		本格導入		
	実施状況等	・全庁リハーサル実施(H22.4~22.9) ・本格導入H22.10 ・一次評価者研修会実施	・評価（前期・後期）実施 ・評価結果の勤勉手当への活用 ・一次評価者研修会実施	・評価（前期・後期）実施 ・評価結果の勤勉手当への活用 ・一次及び二次評価者研修会実施		○

(2) 将来にわたって安心な財政運営の堅持

○歳出のスリム化

- 義務的経費の抑制を図るため、一般行政部門のスリム化や産業教育職員手当の縮減等による職員給与の見直しのほか、定時償還債の発行などにより公債費を縮減した。
- 投資的経費については、防災・減災事業を緊急的に実施するなど、目的に特化した重点的な投資を行い、投資水準の適正化に努めた。
- 県単独の補助金についてサンセット方式（終了期限を設定）を導入するなど、積極的な見直しを行った。
- 更新車両の軽車両化や旅費等事務費の節減など、内部管理経費等の徹底した見直しを図った。
- ひとり1改革運動の改革成果のうち、経費節減や新たな財源確保への取組を行った場合、それを評価し、翌年度予算に一定割合を上乗せ配分する予算節減努力評価制度を引き続き実施した。

○歳入の確保

- 県及び市町の税収の安定的確保を図るため、個人住民税の特別徴収義務者の指定促進とともに、税務職員の人事交流等を通じて市町の徴収体制の支援を行った。また、県と全市町で個人住民税徴収対策本部会議を設置し、一層の連携強化を図った。
- 県税の未収金徴収対策の強化として、財務事務所においてインターネット公売の活用を含めた滞納整理を推進した。
- 県債残高を抑制する中で、投資的経費の水準や県債の発行と償還のバランスに配慮しつつ、県債の計画的な発行と活用に努めた。
- 新たな収入確保を図るため、自動販売機設置者への公募による貸付の導入、庁舎未利用スペースを有効に活用する貸付の実施、自動車税納税通知書封筒や本庁舎エレベーターへの有料広告の掲出などに取り組んだ。
- 資金の一層の効率的な運用を図るため、購入債券年限の長期化による利息確保など、積極的な運用を行った。

- 県有財産売払計画に基づいて、旧静岡工業高等学校跡地など、未利用となった県有財産の売却に努めた。
- 受益者負担の適正化を図るため、建築確認審査手数料など他県と比較し低額な手数料の見直しを行った。
- 地球環境保全基金など、特定目的基金を充当可能事業の財源として積極的に活用した。

○国への提言

- 国に対して、真の地域自立が実現するように地域主権改革の推進を働きかけるとともに、住民に身近な行政サービスを安定的に提供するための一般財源総額の確保など、持続可能で予見性の高い地方税財政制度の構築に向けて提言を行ったほか、全国知事会等を通じて働きかけを行った。

(3) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

○成果を重視した行政経営の推進

- 総合計画で定める目的・目標を最上位に位置付けた業務棚卸表を活用してPDCAサイクルによる行政活動を評価し、評価を加えた業務棚卸表を県議会（決算特別委員会）に提出、政策的な議論に活用した（平成23年度決算特別委員会における業務棚卸表に係る県議会議員の発言件数　過去最高の97件）。
- 成果を重視した行政経営を一層強化するため、出先機関への業務棚卸表について、既に導入している財務事務所に続き、平成23年度から農林事務所に導入した。また、土木事務所等で本格導入するための検討を行った。
- 事業仕分け**について、無作為抽出で選ばれた県民が事業を評価する県民評価者方式を新たに導入し、県民評価者112名が参加するなど、県民参加が大幅に拡大した。
- 職員一人ひとりが業務の質の向上を目指し、日常自ら考え方行動する組織風土を醸成するため、「ひとり1改革運動」に全庁をあげて取り組み、1年間で14,431件（改革成果13,541件、アイデア提案890件）の業務改善の取組を行った。これにより、事務経費の節減・経済効果（42億7,912万円）、事務時間の節約（3万2,594時間）、県民満足度の向上（8,013件）など、大きな成果をあげている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
透明性の高い行政評価手法による行政経営	計画	新しい行政評価手法の検討、開発試行		新しい行政評価手法の実施		→
	実施状況等	第三者の視点からの意見を参考に事業の見直しを行う事業仕分けを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県民評価者などより多くの県民が参加する“ふじのくに”士民協働事業仕分けを実施 ・県民意見を踏まえたサービス向上の取組として、2機関でアンケートを試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・“ふじのくに”士民協働事業仕分けにおける県民参加拡大 ・県民意見を踏まえたサービス向上の取組対象機関を拡大 		○

○市町との協働による行政経営の推進

- 行政経営に関する相談窓口を設置し、市町から相談のあった56件に対して必要な情報提供等を行った。また、市町の参加を得て、行政経営に関する研修会（延べ29市町が参加）を開催し、各市町における能率的・効果的な行政経営の推進を支援した。

○活力あふれた行政経営の推進

- 各界で活躍する有識者を「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりリーディング・アドバイザー」に委嘱し、県が設置する委員会等の委員として延べ20人、16職に就任いただくなど、県政の重要課題に対して意見・提言等をいただいた。
- 県庁外における様々な交流・体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高めるため、民間企業の社員と議論し交流する講座（県・民間企業若手職員交流講座）を平成23年度新たに開講し、15人が受講した。（民間企業参加者16人）
- 地域外交の推進を支える人材育成のため、海外の機関及び大学などへ職員を派遣した。
- 「静岡県行財政改革大綱」の進捗管理を行うため、全ての取組の目標、担当課、実施時期を明示した取組一覧表を作成・公表することとし、新規の取組についても取組一覧表に追加した（大綱策定時からこれまでに15項目を追加）。平成23年度には、実施すべき319項目全てに着手した。

4 県民幸福度の最大化に向けた 6つの重点取組

“ふじのくに”が目指す「県民幸福度」の最大化、そのための「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷を実現するため、本県の地域力を十二分に引き伸ばすための6つの重点取組を掲げ、総力を挙げて推進している。

〈目指す姿〉

住んでよし
訪れてよし



〈目指す姿〉

生んでよし
育ててよし



〈目指す姿〉

学んでよし
働いてよし



〈重点取組〉

1. 家・庭一体の住まいづくり

- 豊かな美しい暮らし空間の実現
- 移住・定住の促進

本格的な人口減少が見込まれる時代にあって、より多くの人を惹きつけ、人を呼び込み、定住する人を増やすことが重要となるが、その大きな磁力となるのが「住まい」の快適性である。

〈重点取組〉

2. 観光交流人口の倍増

- 富士山世界文化遺産登録の推進
- 地域外交の展開

観光は、地域経済を活性化し雇用創出をもたらし豊かさを生む産業として大きく寄与する。また、国内外の人々との交流は、相互理解を深め、活力を呼び込む力となる。

〈重点取組〉

3. 出生率の向上

- 恋愛・結婚に対する憧憬・関心の高揚
- 妊娠期からの安心子育てサポート

少子化の進行は、社会の活力低下を深め、社会経済の持続可能性を揺るがす大きな要因となり、次代を担う子どもたちが増えていくことは、将来への明るい展望へつながる。

〈重点取組〉

4. 地域医療の再生

- 明日の医師を育てる
- 「地域医療を考える月間」の制定

安心して子どもを育てることやいつまでも健康な生活を送ることの基本は、安全で質の高い医療を必要に応じて利用できる状態を維持することであり、医師不足等による医療崩壊が危惧される中にあって、地域医療の建て直しが希求される。

〈重点取組〉

5. 創造力を生む「学びの舞台」の展開

- 理数教育の充実
- 「読書県しづおか」づくりの推進

将来への閉塞感が漂い、地域社会や経済が疲弊する中、人々の心の豊かさや産業活力の源となる人間力を高めていくことが、地域社会の新たな創造的発展につながる。地域全体を「学びの舞台」とする大きな仕掛けが求められる。

〈重点取組〉

6. 新たな産業のフロンティア開拓

- ふじのくに「食の都」づくり
- 次世代産業の創出

豊さを生む産業力を将来にわたって維持向上させていくには、地域経済を牽引する新たな産業の創出が必要であり、そのフロンティアとして内なる場力や需要に着目し、新結合の発想で新たな価値を創造していくことが重要となる。

① 家・庭一体の住まいづくり



○豊かな美しい暮らし空間の実現

豊かな自然と美しい景観を有する本県の魅力を生かし、自然との触れ合いや家族との団らん、地域とのつながりを大切にした生活が選択できる新しい住まい方として、「家・庭一体の住まいづくり」の普及を進めることにより、豊かな美しい暮らし空間の実現を目指している。

平成24年度は、住宅関係団体、市町等で構成する「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」と連携し、県民や住宅関連事業者を対象としたセミナー開催、住文化の向上と住宅産業の振興を図る「静岡県住まいの文化賞」での表彰制度創設などにより普及を図った。また、都市部での集合住宅においても緑の空間を確保するモデルとして、入居者や近隣住民が集うオープンスペースや共同花壇、菜園などのある「県営東部団地」の整備を進めている。

今後も、「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」との連携を強化し、「家・庭一体の住まいづくり」の考え方を取り入れた住宅の普及、空き家を活用した住み替えの促進等の取組を進めていく。



県営東部団地（建設中）
所在地 静岡市葵区

○移住・定住の促進

人口減少や高齢化の進行による地域社会の活力低下が懸念される一方、近年の都市住民の田舎暮らし人気には加え、東日本大震災以降、ふるさと回帰志向の高まりや人との絆の大切さが再認識されてきており、移住・定住人口の拡大により、地域社会やコミュニティ活動の活性化を図ることの重要性が増している。

このため、県では、富士山をはじめとする世界に誇れる自然や伝統文化などの“ふじのくに”ならではの魅力や、「家・庭一体の住まいづくり」の考え方を最大限に活かし、移住・定住につなげる取組を進めている。

なかでも、戦略的情報発信として、本県への移住希望者が多い首都圏地域でのプロモーション活動を積極的に実施しており、平成24年度は、東京都内で初めての「ふるさと暮らし相談会」を開催し、不動産情報、就職・就農情報、生活情報などを求める多くの移住希望者の相談に応じたほか、移住実践者の体験談を交えたふるさとPRも行った。

今後も、ターゲットとなる首都圏で戦略的に情報発信していくとともに、特に、地域の担い手となる若者世代を呼び込むための移住・定住施策を市町、地域団体、民間企業等と連携しながら展開していく。



東京都内で開催した「ふるさと暮らし相談会」の状況

② 観光交流人口の倍増



○富士山世界文化遺産登録の推進

富士山の文化や自然環境、景観を保全し、人類共通の財産として後世に継承していくため、富士山の世界文化遺産登録に向けた取組を国、山梨県、関係市町村等と連携し進めており、平成25年夏頃、第37回世界遺産委員会において登録の可否が審議される。

登録後には、富士山の普遍的な価値を国内外に情報発信するとともに、構成資産の保護や来訪者による環境負荷の軽減など、富士山の保全に万全を期していく必要がある。

このため、富士山全体を一体のものとして保護・保全する方針等を示した「保存管理計画」に基づく文化的価値の保全、増加が予想される来訪者への富士山情報の提供など、適切な保存管理と活用を図り、富士山の自然、歴史、文化、景観を次世代に確実に引き継いでいく。

さらに、富士山について「想い」、「考え」、「学び」そして「行動」する富士山の日運動の取組を全国に向けて発信し、国民的運動への展開を図り、富士山を後世に継承する意識の一層の醸成を図っていく。



茶畑越しに望む富士山（富士市）

○地域外交の展開

世界、特に東アジア地域と、多くの分野で活発に行き交うことで、新たな結びつきを創りだすため、富士山静岡空港の就航先を中心に、地域外交の取組を進めている。

経済成長が著しいモンゴルとは、同国東南部に位置するドルノゴビ県と平成23年に友好協定を締結し、高校生の相互派遣や技術研修員の受け入れなど活発な人材交流を進めている。こうした地域間交流の取組が評価され、本県知事がモンゴル政府から最高位勲章である「北極星勲章」を授与された。

一方、定期航空便による人の往来が進み、民間交流の拡大などに期待が寄せられている韓国とは、工業集積が進み、同国内でも注目される地域である忠清南道との友好協定の締結を目指し、交流の拡大に取り組んでいる。

こうした取組をはじめ、30年にわたり友好関係のある中国浙江省や多分野で交流が進む米国のほか、新たに定期航空便が就航した台湾、経済交流の拡大が見込まれる東南アジアなどとの関係を強化し、相互にメリットのある地域間交流を展開していく。



モンゴル ドルノゴビ県との交流

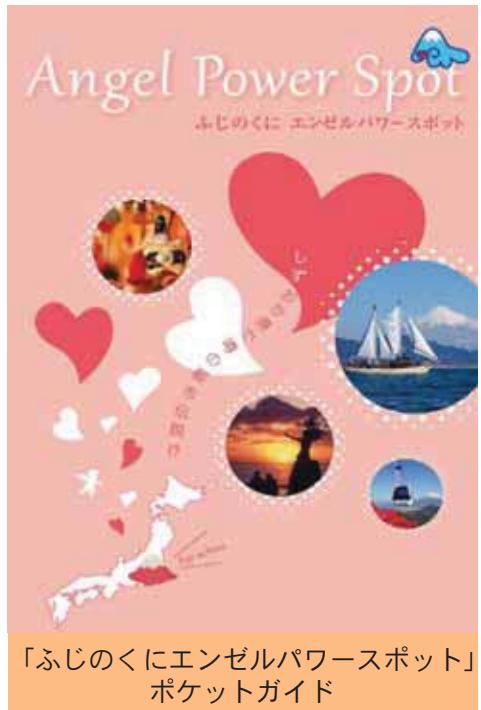
③ 出生率の向上

○恋愛・結婚に対する憧憬・関心の高揚

誰もが安心して希望する人数の子どもを持つことができる社会を実現するためには、少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化に歯止めをかけることが必要である。

このため、「出会いの場が少ない」、「結婚の必要性を感じない」という意見が多いという各種の意識調査の結果を踏まえて、若者が恋愛・結婚に対して夢を持ち、その夢を叶えることを目指し、平成24年度は、ふじのくにエンゼルパワースポット（結婚や子宝にまつわる場所、ものなど）を募集し、ポケットガイドを発行するとともに、これらをめぐりながら体験型のプログラムや共同作業を通して若者同士の交流を深める企画提案ツアーを実施した。

今後は、若者がライフプランを描いていくことを支援するとともに、スポットという点を線へ、線を面へと拡充する試みにより、更なる「恋愛・結婚に対する憧憬・関心の高揚」を図っていく。



「ふじのくにエンゼルパワースポット」
ポケットガイド

○妊娠期からの安心子育てサポート

妊娠、出産は様々なリスクなどが伴うことから、妊婦や母親を支え、不安を軽減して、出産後の子育てへとスムーズにつなげることを目的に、関係機関と協働して妊娠・出産について相談できる体制の充実を図っている。

平成24年度には、周囲の人には相談しにくい思いがけない妊娠での戸惑いや心配事などの相談を受け付ける「妊娠SOSサポート事業（のぞまない妊娠相談窓口の開設）」、望まない妊娠相談への対応に必要な医療体制等の整備を行う「妊娠相談体制整備事業」、妊娠、出産、育児に関する実技講習会や不安、悩みの電話相談を行う「産前・産後の母親サポート事業」を行った。

子育ての準備期間となる妊娠期、出産直後に着目した支援は大変好評で、またその重要性も関係者から指摘されており、今後も引き続き母子の健全育成のための支援の充実に取り組んでいく。



赤ちゃんとの触れあいを楽しむ「ベビーマッサージ」

4 地域医療の再生

○明日の医師を育てる～静岡県専門医研修ネットワークプログラム～

本県の人口10万人当たりの医師数は、平成22年12月末時点で、全国平均219.0人に対し、182.8人で、全国40位と、地域医療を守るために厳しい状況が続いている。

全国から多くの若手医師を確保するため、「育てて、定着」してもらうことを目的として、専門医資格（内科、外科、小児科など）の取得を支援する「静岡県専門医研修ネットワークプログラム」を提供している。

このプログラムは、各病院の持つ特徴を活かし、地域の複数病院が連携し、ローテーション勤務しながら研修する機会を提供するものであり、一つの病院では提供が困難な様々な症例や、高度で特殊な診療を経験することが可能となり、研修医にとって魅力ある充実した研修内容となっている。

平成24年11月末時点での全国最大規模の53プログラムを用意（43人が研修中）しており、本プログラムを全国に発信し、若手医師の確保を図っている。



プログラムとリクルート活動の様子

○「地域医療を考える月間」の制定

県内の地域医療の現場では、増大する医療需要に応えるために、医師、看護師などの医療従事者は大変厳しい勤務を強いられている。

一方、近年は、「仕事を休みたくない」、「平日昼間は混んでいる」などの理由で安易に夜間や休日に救急外来で受診する「コンビニ受診」が増え、さらに、モンスターペイメントへの対応など、医療従事者は多忙を極め、離職者の増加による地域医療の崩壊が懸念されている。

このため、県では、平成24年度から、毎年9月を「地域医療を考える月間」に制定し、地域医療を守る取組を開始した。

月間を通じて、県民に対し、「コンビニ受診の抑制」や「かかりつけ医の普及」など、適正受診を呼び掛けるための啓発物を配布したほか、県内各地で、地域の医療支援団体等が中心となって、地域住民が地域医療を支えることの大切さについて、理解を深め、考えるイベントが開催されるなど、地域で医療を支えていく風土づくりが着実に進められている。



地域医療を考える月間

⑤ 創造力を生む「学びの舞台」の展開



○理数教育の充実

次代を担う子どもたちが、徳のある人間性と「確かな学力」を育むことができるよう、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援の充実を図っている。

自然科学分野では、高等学校において、理数教育の充実や国際的に活躍できる科学者等の育成を目的に、「ニュートン・プロジェクト」を推進しており、大学の研究室で夏休みに本格的な研究を体験する「ニュートン・チャレンジ」や、若手研究員との交流や先端科学施設の見学を行う「ニュートン・キャンプ」などを実施している。

また、平成24年度は、「ニュートン・アース」を新たに実施し、日本ジオパークに認定された伊豆半島の地形や地質を高校生が研究し、専門的なガイドとして活動するなど、地域貢献も進めている。

さらに、オーバードクター（博士号学位取得者）などを理数科設置校に配置し、更なる学力の向上を目指している。

今後もこうした取組を通じて、個々のニーズに対応した魅力ある教育活動を推進し、専門性の高い「確かな学力」を育成していく。



「ニュートン・アース」の様子（伊豆市）

○「読書県しづおか」づくりの推進

生涯を通じて学び続ける社会づくりを推進するため、学習機会の充実を図るための環境づくりや地域の教育力の向上に取り組んでいる。

小・中学生に読書ガイドブック「本とともにだち」を配布するほか、平成24年度からは、乳児向けのブックリストを配布するなど、県民一人ひとりが、生涯を通じて読書を楽しむ「読書県しづおか」の実現を目指している。

また、県民から、推薦する本とそれに寄せるメッセージを募集する「県民メッセージコンテスト」のほか、県内2チームのJリーガー12人が推薦する本とそれに寄せるメッセージを紹介し、県民が投票する「ふじのくにBookダービー」をあわせて開催し、新たに大人の読書活動を推進するための活動にも取り組んだ。

さらに、県立中央図書館では、県内の公立図書館などが所蔵する資料を検索できるシステムを運用し、県民の利便性の向上を図っている。

こうした取組を通して、県民の学習機会の一層の充実を図り、社会全体で「読書県しづおか」づくりを推進していく。



「読書県静岡」の取組
(左：読書ガイドブック「本とともにだち」（小学生版）
右：県民メッセージコンテスト開催ポスター）

⑥ 新たな産業のフロンティア開拓

○ふじのくに「食の都」づくり

本県は、多彩で高品質な農林水産物が生産される「食材の王国」であり、この力を活かし、国内外の人を惹きつけ、憧れを集めるふじのくに「食の都」づくりを進めている。

平成24年度は、「食の都」づくりの推進役として活躍が期待される「ふじのくに食の都づくり仕事人」を64人表彰するとともに、特に優れた取組を行っている仕事を「The 仕事人 of the year」として12人表彰した。これまでに、「食の都」づくりを支えていただく仕事人は327人に上っている。

このような取組に加え、新東名をはじめとする「食の都大路」において、農芸品の販売や観光と連携した情報発信を行っており、平成24年11月には、新東名清水PAにおいて「ふじのくに旬の採れたて軽トラ市（クルマルシェ）」を開催した。

また、これまでに表彰した仕事人の方々による、生産者と連携した地域づくり活動も始まっている。

今後も、多くの県民の参加のもと、「生産者、仕事人、地域の方々が主役」のふじのくに「食の都」づくりに積極的に取り組んでいく。



ふじのくに旬の採れたて軽トラ市（クルマルシェ）

○次世代産業の創出

本県は、地域資源と産業基盤を活かしたファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの3プロジェクトからなる「静岡新産業集積クラスター」を推進するとともに、環境やエネルギーなど、成長分野の産業創出に取り組んでいる。

ファルマバレープロジェクトでは、平成23年度に、国から「ふじのくに先端医療総合特区」に指定され、これまでにも増して、新たな医療機器の開発や医療関連産業への地域企業の参入が見られる。なお、平成22年の医薬品と医療機器を合わせた製造品出荷額は8,317億円で、全国第一位となっている。

また、成長分野の産業振興に当たっては、技術相談から研究・開発、販路開拓までの一貫した支援を、大学や産業支援機関と連携して行っている。

これらの取組により、平成23年度には、試作品化・製品化が合計188件となっている。さらに、北海道との交流・連携により、県産抹茶と北海道産の牛乳等を配合した「抹茶オーレH&S」、県産まぐろのコラーゲンと十勝産の小豆あんを使用した「小豆オーレ」が製品化され、中国浙江省とは、環境分野でのビジネスマッチングが進んでいる。



開発中のがん診断支援装置

「内陸のフロンティア」を拓く取組

東日本大震災以降、
の充実により、災
大地の多彩な場の
※「内陸のフロンティア」

背景

4つの 基本目標

3つの 基本戦略

有事(=南海トラフの大地震・津波等)に備える

南海トラフの巨大地震は、東海道を分断し、日本経済に壊滅的打撃を与え、被害は東日本大震災を上回ると想定されていますが、このような有事への備えは喫緊の課題であり、国家的使命です。

「命の道」=内陸高台部の162kmの新東名高速道路

新東名は、代替路・緊急輸送路の機能を備えた「命の道」の役割を担います。その周辺の整備は、人々の居住空間や企業の新規進出空間として大きな可能性を持ち、「新国土軸」としての展開が期待されます。

防災・減災機能の充実・強化

高規格幹線道路や富士山静岡空港等を活用した防災機能の充実・強化を図るとともに、地震や津波に強い社会基盤の整備を進め、災害に強い地域づくりを推進します。

地域資源を活用した新しい産業の創出・集積

6次産業化や県産品のブランド化を進め、「食の都」づくりを推進するとともに、成長分野や物流関連等の企業誘致を推進します。

内陸部のイノベーション(革新)

新東名高速道路等のIC、SA、PA周辺の一定地域で、新しい産業、自然と共生するライフスタイル等これまでにないまちづくりを推進します。

都市部のリノベ

沿岸域の減災対策を最優先とともに、移転等により発生する都市空間を形成し、災害に強い

目指す姿

安全・安心で

取組の視点

多様な主体との協働による地域づくり

地域住民や自治会、NPO、企業など多様な主体との協働による自立する地域を実現するための組織づくりを推進します。

制度等の活用と整備

- ・国の総合特区制度を活用します。
- ・国に対する特別措置法等の提案を行います。
- ・民間資金の活用を促進します。

雇用機会の創出

3つの基本戦略を展開する中で雇用の創出を図ります。

防災・減災に対応した国土利用が強く求められる中、新東名高速道路等の高規格幹線道路網
害に強い安全で安心な地域として発展の可能性が高まった“ふじのくに”において、人、モノ、
力を生かした新時代の美しく魅力ある地域づくりを進めます。

とは、静岡県内陸部を通過する高規格幹線道路等の沿線に帯状に広がる地域を指します。

基本理念

東日本大震災の復興のモデル

内陸部に津波の心配のない先進地域を築く一方で、臨海都市部では防災・減災対策を進め、
首都圏と中京・関西圏を結ぶ日本の大動脈の安全性を確保します。

美しく品格のある地域づくり

新東名周辺の内陸部に、有事への備えを第一としつつ、地域の特性を最大限に生かした
多自然共生地域を形成します。

新しいライフスタイルの 実現の場の創出

生活と自然の調和する快適な暮らし空間の実現を目指すとともに、地域固有の再生可能エネルギー
を活用したエネルギーの地産地消を進めます。

暮らしを支える基盤の整備

代替性・多重性が確保された災害に強い地域づくりを推進するため、交通・情報通信ネットワークの
整備や広域物流ネットワークの構築を進めます。

ーション(再生)

て、都市の防災機能を高めると
空間を活用し、水と緑にあふれた
地域づくりを推進します。

多層的な地域連携軸の形成

地域全体の均衡ある発展のため、内陸部と都市部が連携・補完するよう交通・情報ネットワークを整備します。

魅力ある“ふじのくに”の実現

推進体制の 整備

県

- 「内陸のフロンティア」を拓く推進会議設置
- 市町支援のワンストップ窓口の設置

連携

- 自治会、民間事業者、NPO等の
協働による推進体制の整備

構想の期間

- 安全・安心な地域づくりに必要な防災・減災対策は、最優先で取り組む

- 中央新幹線等が開通する平成39年(2027年)頃までの中長期

- 総合特区制度を活用した先導的な取組は平成25年度からおおむね5年間

市
町



■分野別計画一覧

■総合計画評価の経過

- “ふじのくに” づくり宣言
- “ふじのくに” 平和宣言
- 静岡県総合計画審議会委員、評価部会委員名簿

■分野別計画一覧

(括弧内は、策定・改定年月)

1 「命」を守る危機管理

- ・“ふじのくに”危機管理計画 基本計画（平成23年6月）
- ・静岡県地域防災計画（平成24年6月）
- ・地震・津波対策アクションプログラム2013（仮称）（平成25年度予定）
- ・静岡県地震対策アクションプログラム2006（平成22年6月）
- ・ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）（平成23年9月）
- ・静岡県耐震改修促進計画（平成18年10月）
- ・静岡県第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月）
- ・“ふじのくに”の農山村づくり（平成23年3月）
- ・静岡県国民保護計画（平成23年12月）
- ・静岡県感染症・結核予防計画（平成17年4月）
- ・静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画（平成21年9月）
- ・しづおか食の安全推進のためのアクションプラン（平成23年3月）
- ・静岡県薬物乱用対策推進計画（毎年度策定）
- ・静岡県石油コンビナート等防災計画（平成21年7月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（平成21年3月）
- ・静岡県の“みちづくり”（平成21年3月）

2-1 「有徳の人」づくり

- ・静岡県教育振興基本計画（平成23年3月）
- ・静岡県教育情報化推進基本計画（平成24年3月）
- ・ふじのくに食育推進計画（平成23年3月）
- ・静岡県子ども読書活動推進計画（平成23年3月）
- ・ふじのくに子ども・若者プラン（平成23年3月）

2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

- ・静岡県文化振興基本計画（ふじのくに文化振興基本計画）（平成23年3月）
- ・静岡県教育振興基本計画（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県スポーツ振興基本計画（平成23年3月）
- ・ふじのくに多文化共生推進基本計画（平成23年3月）
- ・静岡県地域外交基本方針（平成24年6月）
- ・ふじのくに総合交通計画（平成23年3月）
- ・静岡県の“みちづくり”（再掲）（平成21年3月）
- ・ふじのくに交通ネットワークビジョン（平成24年2月）
- ・静岡県高度情報化基本計画（平成23年3月）
- ・ふじのくに観光アクションプラン（平成23年3月）

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

- ・静岡県経済産業ビジョン（平成23年3月）
- ・ファルマバレープロジェクト戦略計画（平成23年3月）
- ・フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画（平成22年3月）
- ・ふじのくに戦略物流ビジョン（平成24年3月）
- ・静岡県知的財産創造・保護・活用指針（平成23年3月）
- ・企業立地促進法に基づく基本計画（県東部地域、静岡市地域、富士山静岡空港周辺地域、浜松市地域、湖西市地域）（平成19～21年）

- ・静岡県森林共生基本計画（平成23年3月）
- ・静岡県雇用創造アクションプラン（平成24年1月）

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

- ・静岡県住宅マスターPLAN（住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画）（平成24年3月）
- ・静岡県耐震改修促進計画（再掲）（平成18年10月）
- ・静岡県県営住宅再生計画（平成19年3月）
- ・静岡県環境基本計画（平成23年3月）
- ・静岡県生活排水処理長期計画（平成19年8月）
- ・静岡県森林共生基本計画（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県動物愛護管理推進計画（平成20年3月）
- ・第11次鳥獣保護事業計画（平成24年3月）
- ・静岡県消費者行政推進基本計画（平成22年4月）
- ・しづおか食の安全推進のためのアクションプラン（再掲）（平成23年3月）
- ・ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成23年3月）
- ・静岡県保安林機能倍増計画（平成21年3月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（再掲）（平成21年3月）
- ・静岡県の“みちづくり”（再掲）（平成21年3月）
- ・ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン（平成23年3月）
- ・ふじのくにEV・PHV推進マスターPLAN（平成24年3月）
- ・ふじのくに廃棄物減量化計画（平成23年3月）
- ・静岡県下水汚泥処理総合計画（平成10年3月）
- ・ふじのくにの魅力を高める花と緑のまちづくり計画（平成23年3月）
- ・新静岡県景観形成ガイドプラン（平成18年3月）
- ・県営都市公園経営基本計画（平成21年12月）
- ・静岡県地域福祉支援計画（平成23年3月）
- ・“ふじのくに”の農山村づくり（再掲）（平成23年3月）
- ・ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画（平成23年1月）
- ・第2次静岡県男女共同参画基本計画（平成23年2月）
- ・静岡県人権施策推進計画（平成23年3月）

3-3 「安心」の健康福祉の実現

- ・静岡県次世代育成支援対策行動計画（しづおか次世代育成プラン後期計画）（平成22年3月）
- ・静岡県保健医療計画（平成22年3月）
- ・静岡県周産期医療体制整備計画（平成23年3月）
- ・静岡県ひとり親家庭自立促進計画（平成22年6月）
- ・静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（平成21年3月）
- ・静岡県へき地保健医療計画（平成23年3月）
- ・静岡県医療救護計画（平成18年11月）
- ・静岡県立病院機構中期計画（平成21年4月）
- ・静岡県がん対策推進計画（平成20年3月）
- ・静岡県肝炎対策推進計画（平成24年3月）
- ・ふじのくに健康増進計画（平成23年3月）
- ・ふじのくに食育推進計画（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県感染症・結核予防計画（再掲）（平成17年4月）

- ・静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画（再掲）（平成21年9月）
- ・静岡県歯科保健計画（平成23年3月）
- ・静岡県障害者計画（ふじのくに障害者プラン21）（平成19年3月）
- ・静岡県障害福祉計画（ふじのくに障害者プラン21）（平成24年8月）
- ・いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（平成25年3月予定）
- ・静岡県長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）（平成24年3月）
- ・静岡県地域福祉支援計画（再掲）（平成23年3月）

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想（平成24年9月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（再掲）（平成21年3月）
- ・静岡県の“みちづくり”（再掲）（平成21年3月）
- ・静岡県生活排水処理長期計画（再掲）（平成19年8月）
- ・新静岡県景観形成ガイドプラン（再掲）（平成18年3月）
- ・“ふじのくに”の農山村づくり（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県森林共生基本計画（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県地域森林計画（平成20～23年度）
- ・静岡県過疎地域自立促進方針（平成22年9月）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成23年3月）
- ・各都市圏都市交通マスターplan（平成22年3月）
- ・県営都市公園経営基本計画（再掲）（平成21年12月）
- ・ふじのくに交通ネットワークビジョン（再掲）（平成24年2月）

4-2 「安全」な生活と交通の確保

- ・静岡県防犯まちづくり行動計画（平成23年3月）
- ・静岡県警察 安全・安心推進プログラム（平成23年3月）
- ・第9次静岡県交通安全計画（平成25年1月）
- ・警察署再編整備計画（平成17年11月）

4-3 地域主権を拓く「行政経営」

- ・静岡県行財政改革大綱（平成23年3月）
- ・静岡県広報・広聴計画（毎年度策定）
- ・ふじのくに権限移譲推進計画（平成23年3月）

■総合計画評価の経過

<平成22年度>

平成23年 2月23日	総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を公表 ※富士山の日に開催した「富士見の祭典」において、“ふじのくに”づくりへの決意を示した「“ふじのくに”づくり宣言」(406ページ)と平和への想いを示した「“ふじのくに”平和宣言」(409ページ)を発表
-------------	--

<平成23年度>

平成23年 6月～7月	自己評価の実施
8月22日 24日 25日	総合計画審議会評価部会
10月19日	総合計画審議会
10月25日 ～ 11月14日	パブリックコメント（評価案に対する県民意見の募集）
12月14日 ～15日	県議会（常任委員会）の審査
平成24年 2月	“ふじのくに”づくり白書公表

<平成24年度>

平成24年 6月～7月	自己評価の実施
7月6日	総合計画審議会
8月20日 21日 22日	総合計画審議会評価部会
10月5日	総合計画審議会
10月16日 ～ 11月5日	パブリックコメント（評価案に対する県民意見の募集）
12月20日 ～21日	県議会（常任委員会）の審査
平成25年 2月	“ふじのくに”づくり白書公表

“ふじのくに”づくりへの決意

＜序＞

日本歴史は、その淵源をはるか一万年前の縄文時代にさかのぼり、日本列島の北には三内丸山遺跡、南には上野原遺跡、中央では本県の大鹿窪遺跡にみられるような、人類史において最も長く高度な土器文化を発達させたが、ほぼ2000年前の弥生時代には、登呂遺跡に代表される稻作文化を発展させ、710年には都を藤原京から平城京に遷し、以後、奈良、平安、鎌倉、室町、江戸と中心地を変えることによって新しい時代を次々と切り開き、明治維新となって、都を江戸に遷して東京と改名し、「東京時代」に入り、今日に至っている。

この間、日本の社会と文化は、人類が育んだ東と西の文明の波に根底から洗われることによって、洗練の度を高めてきた。

まず、奈良時代から室町時代までの800年余り、遠くはユーラシア大陸の東西を結ぶ草原とオアシスのシルクロード、また、南洋のヤシの実の流れ着く黒潮の海上の道など、様々な道を伝わってきた多彩な文物を受け入れ、近くは韓半島と大陸中国の東洋の文化・文明を積極的に受容して、それらを生活文化の中に取りこんで自家菓籠中のものなし、ついに室町時代の終わるころには、東洋諸国からもはや学ぶものがないほどに成長した。日本は1600年頃には東洋文明を卒業したのである。

日本は、その文化的自立を内外に示すかのごとく、それまで東洋文明を受容する核となり、かつて政治・経済・文化の中心・京都にあった首都機能を、関東の江戸に据えた。江戸時代の日本は、海外における争乱をよそに、「パクス・トクガワーナ（徳川の平和）」と形容される天下泰平を謳歌し、勤勉革命によって土地の生産性を世界一のレベルに押し上げて経済社会を発達させ、茶の湯、生け花、数々の工芸・農芸品、数寄屋づくり、庭づくり、能・狂言、歌舞伎・淨瑠璃、浮世絵、武士道など、日本独自の文化の花を咲かせ、日本文明の基礎を築いた。

続いて、黒船来航を機に、西洋の文物を受容し、国力を東京に集中し中央集権体制のもとで130余年の近現代史を歩み、この間、アジア最初の産業革命を遂行し、早くも19世紀末までにアジアで唯一、西洋の先進諸国に伍する近代文明国になり、ついに20世紀末までに西洋のどの国にも勝るとも劣らない近代文明の最先進国になった。日本は西洋文明をも卒業したのである。

東洋文明は京都に息づき、西洋文明は東京に花開き、日本列島の津々浦々に、それら東西両洋の文明を取り込み終わって、21世紀を迎えている。日本の課題は東西文明を調和させ、人類社会の平和と発展に貢献することである。

京都と東京とを結ぶ東海道は、東西の文化が交流する幹線であるが、静岡県は、東海道の中央にあって、東西両洋の文化が交流し融合する土地柄を持ち、東西文明の調和を実現する「場の力」を備えている。我々はその潜在力を發揮し、東西文明の調和を図るべき文化的使命を有する。その使命を發揮するのに、静岡県は日本の歴史を背景にした地の利がある。

静岡県は明治4年の廃藩置県によって日本が中央集権国家体制を整えるなかで孜孜の声をあげた。府県制度は中央政府の出先機関として創設されたが、静岡県は近代日本の縮図といわれ、立派にその任を果たし、日本の発展に寄与してきた。しかし、時あたかも、国内的には、東京一極集中の中央集権体制の歪が大きくなって地域主権に向けた動きが強まり、国際的には、草の根レベルで人々が交流するグローバル時代を迎えて民主主義が広く人類社会に浸透し、これまでの中央政府同士の関係にとどまらず、地方政府間の国際的連携も格段に進み、地方政府の果たす役割は一段と増している。

国内的にも国際的にも地方政府の役割が増し、まさに天の時が熟した今日、地の利と人の和を加えて我々は、その流れに棹さそうと思う。そして東京政府の出先機関として生まれた都道府県制度の従属的地位を脱し、“ふじのくに”というアイデンティティを持つ地域を、この地に平和裡に建設し、他地域にも先駆けて地域自立を実現し、新しい日本づくりのモデルになろうと思う。

なぜ、“ふじのくに”なのか。万葉の歌人・山部赤人が「天地の分かれし時ゆ神さびて高く尊き駿河なる富士の高嶺を・・・語り継ぎ言い継ぎゆかむ」と詠いあげたように、古来、日本人は富士山を靈峰として、神のごとく畏敬し、信仰と芸術の源泉としてきた。靈峰・富士山を擁する静岡県は、富士山を想う心がことのほか深く“ふじのくに”的別称を持っているからである。加えて日本各地には、それぞれの地域の山を靈峰・富士山に見立てた「ふるさと富士」があり、その数は北海道から沖縄まで340余りもある。日本は文字通り「富士の国」である。我々は“ふじのくに”をローカルにしてナショナルな新しい日本のアイデンティティとする。

<“ふじのくに”づくり宣言>

“ふじのくに”的柱は富士山である。我々は“ふじのくに”づくりへの決意を以下のように表明する。それらはいずれも富士山から導きだされたものである。

一、富士山の「富」は物の豊かさを、「士」は有徳の人物を意味し、その字義を踏まえて、我々は、物心ともに豊かな「富士の民」ないし「士民」として、「富国有徳」をもって、“ふじのくに”づくりの理念とする。

一、富士山は、地球46億年の造山活動の傑作であり、比類のない自然景観をもつ。その景観から導き出される価値は「美」であり、我々は、生活環境においても自然環境においても美しさを重んじる「美の文化・文明」をつくりあげる。

一、富士山は、だれが、いつ、どこから仰いでも最高峰である。だれにとっても、それは理想や目標のシンボルになり得る。一人ひとりに「それぞれの富士（理想・目標）」がある。そのどれをも許容する富士の姿はまさに「多様性の和」である。我々は「和」を貴び、「和の文化・文明」を築く。

一、富士山は活火山であり、人間にそれを制御する力はない。我々は、自然に対して畏敬の念を育み、謙虚な態度を失わない。同時に、危機管理を最優先し、防災の先進地となる。

一、富士山は春・夏・秋・冬で表情を変える。我々は大地の表情に合わせて季節感をとりもどし、大地の恵みを大切にする。

一、「ふじ」は「富士」のほか「不二」とも「不死」とも表記される。不二は「オンリーワン」、不死は「不老長寿」と読み替えられる。生きとし生けるもの、どれ一つとして同じものはない。我々は、人間のみならず、すべての存在をかけがえのないものとして大切にし、命を寿ぎ、寿命を全うできるように、心を碎く。

最後に、富士山は、もとより“ふじのくに”的士民だけの財産ではない。日本が先人から引き継いできたものであり、人類社会の共有財産でもある。我々は“ふじのくに”づくりに向けた決意のもとに、物心ともに豊かな富国有徳の社会を目指し、「和」を貴んで世界の平和づくりに参加し、「美」を重んじて地球環境の美化に貢献することを誓う。

白雪を冠した靈峰を仰ぎ見ることのできる今日の佳き日、富士山のごとき日本一高い志をもって、「住んでよし 訪れてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」の理想郷を目指し、我々はここに“ふじのくに”づくりのスタートを宣言する。

平成23年2月23日

ふじのくに士民代表 静岡県知事 川勝 平太

“ふじのくに”平和宣言

人類は「ホモ・ファーベル（道具を作る動物）」として、他の生物に比べて格段の優位に立つが、その産声をあげたときから、石つぶてという武器をも持った。今日では、道具・技術の発達とともに武器も高度化し、人類社会を全滅させるに足る大量の核兵器を持つにいたっている。人類の歴史は武器の発達の歴史でもあり、後戻りができないかのようである。我々は、武器の発達を座視する以外に道はないのであろうか。

いや、最先端の武器の発達を抑制し、平和を実現した例がある。日本である。中国で火薬とともに発明された鉄砲は、西洋に伝播し、西暦1543年にポルトガル人によって日本に伝えられた。日本はその模倣製造にたちどころに成功し、1575年には有名な長篠合戦で織田・徳川軍は三千丁の鉄砲を用い、連続射撃の戦法を編みだした。16世紀末の日本は「戦国時代」ともいわれる天下大乱のなかで、世界最大の鉄砲生産・使用国になった。しかるに、江戸時代には武器は鉄砲から刀へと逆戻りし、刀も「武士の魂」としてシンボルとなり、江戸時代の日本は天下泰平の世を謳歌した。

なぜ、それが可能であったのであろうか。同時期のヨーロッパにおいては、ギリシャの理性を重んじる哲学と、中東に淵源をもつ一神教とが融合し、神の真理を理性で究明する運動である「科学革命」がおこり、科学的真理が技術に応用されて産業革命を経験し、自然の大々的な征服とともに戦争の大規模化が進んだ。一方、日本では神道と仏教とが融合し、草木国土悉皆成仏という信仰が生まれ、人間のみならず、生きとし生けるものの命の平等觀が醸成されたことが一因ではあるまい。その理念のもとに、鉄砲は夏の夜空を彩る花火に変わり、能・謡曲や茶の湯・生け花などが発達するなど、いわば生活文化の芸術化が進んだ。当時の最先端の武器である鉄砲の放棄の原因究明は、今後の研究をまたねばならないが、大坂の陣を最後に、戦乱がおさまり、いわゆる「元和偃武」となって天下泰平になったことは、まぎれもない歴史的事実である。

戦乱の世を終わりにし、平和な社会の建設を始めたのは、ほかならぬ「ふじのくに」が生んだリーダー徳川家康であった。我々は郷土が育てた、この偉大な先人の業績を思い起こしたい。そして、家康が幼少期から富士山を仰ぎ見て育ったことをも想起したい。類まれなる美しい靈峰は、環境や生命の破壊を戒める声なき声を発している。

鉄砲は16世紀における最先端の武器であった。核兵器は現代における最先端の武器である。かつて日本は、鉄砲の使用を抑制し、実質的に鉄砲を放棄した。そして平和な社会を建設した。その歴史的経験にならうならば、我々は核兵器の抑制・縮減・廃絶が可能であると信じる。我々「ふじのくに」の士民は、徳川家康が主導した平和社会の建設の経験を、現代において学び直すべき平和実現の模範的事例として、広く世界に紹介し、富士山のごとく美しく平和な姿の社会の建設に邁進することを、ここに宣言する。

平成23年2月23日

ふじのくに士民代表 静岡県知事 川勝 平太

静岡県総合計画審議会委員名簿

(平成24年10月5日現在、50音順、敬称略、○：会長)

氏名	役職等
秋山 修	日本銀行静岡支店長
井原 優子	公益財団法人静岡県国際交流協会理事、“あい”懇話会会长
宇田 倭玖子	伊豆市天城湯ヶ島温泉「白壁荘」専務取締役、ふじのくにのおかみ「あけぼの会」会長
生座本 磯美	有限会社ナチュラル・ライフ代表取締役、静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会会长
小原 榮一	静岡県地域安全推進員連絡協議会副会長
北村 敏廣	株式会社静岡新聞社代表取締役専務
熊野 善介	静岡大学教育学部教授、静岡大学創造科学技術大学院教授
○ 後藤 康雄	一般社団法人静岡県商工会議所連合会会长
小林 昭子	静岡県消費者団体連盟会長
佐藤 三武朗	日本大学国際関係学部長
佐藤 修造	株式会社中日新聞社取締役東海本社代表
里村 幹夫	静岡大学理学部地球科学科教授
杉山 寛	静岡県環境保全協会副会長
鈴木 勝彦	社団法人静岡県医師会会长
谷藤 悅史	早稲田大学政治経済学術院教授
田村 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター館長、財団法人静岡県文化財団副理事長
夏目 善宇	静岡県農業協同組合中央会会长
鍋倉 伸子	静岡県コミュニティづくり推進協議会会长
正木 清貴	日本放送協会静岡放送局長
村松 千恵子	静岡県商工会女性部連合会会长、静岡県商工会連合会理事
村松 尋代	株式会社村松商店専務取締役、浜松商工会議所女性会顧問
村松 幹子	静岡県保育士会会长
望月 律子	社団法人静岡県看護協会会长
吉岡 秀規	日本労働組合総連合会静岡県連合会会长

静岡県総合計画審議会評価部会委員名簿

(平成24年8月22日現在、50音順、敬称略、○：部会長)

氏名	役職等
木村 博彦	株式会社木村鋳造所代表取締役
小櫻 義明	静岡大学名誉教授
高木 敦子	有限会社アムズ環境デザイン研究所代表取締役
○ 谷藤 悅史	早稲田大学政治経済学術院教授
根本 敏行	静岡文化芸術大学文化政策学部長
渡辺 豊博	特定非営利活動法人グラウンドワーク三島事務局長



Shizuoka Prefecture

静岡県企画広報部企画課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-2184
県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/>